

30495

教科書文庫

3
110
31-1893
20003 02826

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

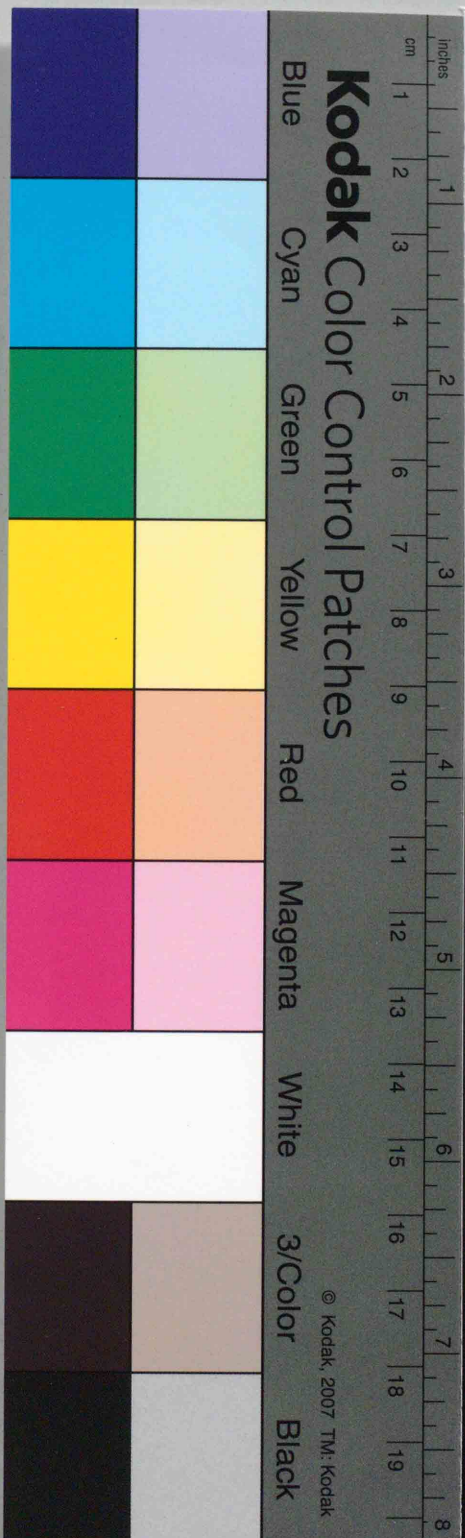


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9
Wa20
資料室

實 驗
日 本 修 身 書 中 編
尋 常 小 學 教 師 用



明治廿六年九月十八日
文部省檢定濟

甲第三九号内二

資料室
中央圖書館

375.9
Wa20

廣島大學
圖書印

廣島大學
教
30419
圖書

三宅米吉 校閱
中根 淑
渡邊政 編纂
實驗 日本修身書中編 尋常小學
教師用

東京 金港堂書籍會社

目録

卷三

- 第一課 父母の恩 行 萬吉、よく母に事ふ。
- 第二課 孝 行 市郎兵衛、能く父母に事ふ。
- 第三課 孝 睦 小左衛門の一家、能く親睦す。
- 第四課 敦 愛 たつ女、能く兄を愛す。
- 第五課 友 友 小僧、悪友と交りて、解雇せらる。
- 第六課 朋 友 際 忠平、書を道真に遣り、榊原某、浪士を扶助す。
- 第七課 交 際 儀 佐伯某の行儀。
- 第八課 禮 讓 讓 藤原忠實の謙讓。
- 第九課 謙 師 恩 莊六よく主人に事ふ。
- 第十課 師 裕 裕 細井平州、門人の過失を責めず。
- 第十一課 寬 躬 行 伊藤東涯の篤行。
- 第十二課 躬 思 慮 板倉重宗兄弟の思慮。
- 第十三課 思 慮

卷四

- 第十四課 續 密 野田文藏の續密。
- 第十五課 儉 約 儉 黒田如水の節儉、土井利勝の儉素。
- 第十六課 節 儉 仁 武助の篤行。
- 第十七課 慈 仁 恕 堀秀政、臣下を憐む。
- 第十八課 仁 志 志 毛利元就の大志、新井白石の素志。
- 第十九課 立 勉 勉 應舉、寫生を勤む。
- 第二十課 勤 行 行 藤原良繩、能く父母に事ふ。
- 第二十一課 孝 行 仁 徳天皇の至孝、池田光政の孝心。
- 第二十二課 孝 行 悌 作兵衛兄弟、能く親睦す。
- 第二十三課 友 悌 弟 本多忠朝、遺産を争はず。
- 第二十四課 友 弟 工 那波活所、女子の教育を論ず。
- 第二十五課 女 友 友 永田徳本、友人の爲めに深切を盡くす。
- 第二十六課 朋 友 友 新井白石、友人を薦めて、己れに代らしむ。
- 第二十七課 朋 友
- 第二十八課 友
- 第二十九課 友
- 第三十課 友
- 第三十一課 友
- 第三十二課 友
- 第三十三課 友
- 第三十四課 友
- 第三十五課 友
- 第三十六課 友
- 第三十七課 友
- 第三十八課 友
- 第三十九課 友
- 第四十課 友

第八課	公	明	青砥藤綱の公平廉潔。
第九課	公	明	板倉勝重の公明。
第十課	博	愛	藤七人を救ひ、又溝渠を開く。
第十一課	學	問	中江藤樹學問を勉む。
第十二課	勤	勉	たき女家業を勉む。
第十三課	養	生	寺澤廣高養生を重んず。
第十四課	後を圖る		寺僧接ぎ木を爲す。
第十五課	沈	毅	芳賀内藏允の沈毅。
第十六課	皇	恩	仁徳天皇賦役を免し、醍醐天皇御衣を脱す。
第十七課	報	恩	喜兵衛恩に報也。
第十八課	忠	孝	平重盛、父を諫む。
第十九課	忠	愛	藤原隆家、外寇を撃ち退く。
第二十課	國	法	藤作、國法を重んず。



日本修身書卷三 尋常小學校 教師用

三宅米吉 校閱
中根 淑
渡邊政吉 編纂

第一課 父母の恩

目的 父母の恩の洪大あるを知らしめて、孝行の心を起さしむ。

説話 我が身は、父母より受けられたれば、父母は、我が身の本なり。其上、我は生まれし始めより、父母の養育によりて人となれり。生まると育てらるると、二つの恩あり、其の恩の深く大いにして、極りなきこと、譬へを取るに物なし。よろづ才行うるはしくとも、孝におろそかなれば、其の餘は見るに足らず、故に人の子たるものは、

先づ父母に事ふる道を早く學びて知るべし、孝の道に疎きは、愚なることの至りなり。(益軒の語)

昔獵夫あり、大きかる猿を撃ちて、家に持ち歸り、いろりの上につるしれけり。さて夜ふけて、目を覺し見れば、彼の猿蘇生して動くが如し。獵夫怪しみて、猶よく見れば、子猿二三匹來りて、親猿の脇に取りつき、代る代る疵を暖めて、悲し居たり。獵夫之を見て、憐れに思ひ、是より獵りする業を止めたりといふ。

子猿すら、親を思ふこと斯くの如し、人の子たるもの、親を思はずして可ならんや。

教訓

父母の恩に就きて、汝等の知る所を委しく語れ。

然り、父母は汝等を生み、其の上汝等を撫育し、他日世に立つに當りても、不自由なからしめんとて、學校に出して、教育を受けしむ、

其の恩の深きこと、譬ふるに物なし、されば汝等は、能く父母の洪恩を記憶し、其の心を體して、智を研き、徳を修め、身を立て、家を興し、孝行を盡くして、其の恩に報ゆることを務むべし。

○汝等は、彼の子猿の所爲を聞きて、如何に感せしや。早く學び然り、子猿が、親猿を蘇生せしめんと欲して、代る代る其の疵を暖めしは、實に感すべく、憐むべきことなり。若し人にして、親の事を思はず、其の恩を忘れ、孝行を缺き、或は怠惰不行儀にして、父母の心を累はすことあらんには、之を何とかいはん、其の行ひの獸類に劣ること、論を待たずして明かあり、汝等宜しく之に鑑みて、須臾も孝行を懈るべからず。

○幼稚の時にありては、通常如何なる事を以て孝行とするや。然り、常に父母を敬ひ、能く訓誡命令を守りて、其の心を累はさず、

又常に我が身を大切に、養生を勉め、危き遊びを避け、學問を勉め、行儀を慎み、父母の心を安んずるを以て孝行とするなり、されば汝等は、是等の事を實踐し、必ず孝子とならんと心掛くべし。

生徒用書本文

我が身は、父母よりうけたれば、父母は我が身の本なり。其の上、我はうまれはじめより、父母の養育によりて人となれり。生まると育てらるると、二つの恩あり。其の恩のふかく大いにして、きはまりなきこと。たとへをとるにものなむ。よろづ才行うるはしくとも、孝にれろろかなれば、其の餘はみるに足らず。故に人の子たるものは、まづ父母に事ふるみちを早く學びて知るべし。孝のみちにうときは、たろかなることのいたりなり。

第二課 孝行

萬吉、よく母に事ふ。

目的 孝行の心を起さしむ。

説話

伊勢の國鈴鹿山の麓に、萬吉といへる子供あり、父市右衛門は、萬吉が五つの時に死し、母くめは病身にて、時時病ひに臥せはるに、萬吉常に看病して怠らざりき。

其の上萬吉は、幼き身ながらも、日日海道に出でて、旅人の小荷物又は槍などを荷ひ、鈴鹿山の峠を上り下りし、僅なる賃錢を取りて、生計の資けとし、又是にて薬かきを買ひ求め、母に進めて、其の心を悦ばしめければ、人人萬吉の孝行に感じて、何くれとなく助力したり。

或る時、幕府の大番石川忠房といへる人、大坂より江戸に歸るとて、鈴鹿山にかかりし時、六七歳ばかりの子供、汚れたる着物を着、破れたる草履をはき、紙捻りに錢をさして携へたるが、忠房を見て、

萬吉は、鈴鹿郡坂下宿の七人、年正月、天明の幕府、其の孝行を賞し、賜ひ、銀若干、を賜ひ、母に、はりたり、一歳、ふに、萬吉、十一、さい

道はたにかがみるたり、忠房の從者戯れて、汝は多く錢を持てり、
飴を買ふか、といふに、子供笑ひて、是は母の許に持ち行くなり、
といふ、然らば其の錢は誰に貰ひたるか、と問へば、旅人の御槍
などを荷ひて得たり、といふ、忠房聞きて、珍しき子供なりと思ひ
伴ひて麓の茶屋に休みけるに、或る人其の子供を指して、あれこ
そ孝行ものの萬吉よ、といへば、馬丁與丁までも、共に其の孝行を
褒めざるはなし、忠房委しく聞きて、頻りに感心し、それより萬吉
に案内させて、其の家に至り、親しく母に會ひて、汝斯くの如き孝
行なる子をもてるは、此の上もかき幸あり、とて、其の心を慰め、且
懷中より金子を取り出して與へければ、萬吉は之を推し戴きて、
直ちに父の位牌の前に備へたり、忠房之を見て、愈其の孝心に感
心せり。

其の後、忠房此の地を通行する毎に、必ず萬吉の家を訪ひ、又同僚
にも之を訪はしめしが、遂に之を上申せしが、幕府其の孝行を
賞じて、褒美を賜はりたり。

教訓

萬吉母の病ひに臥したる時は、如何せしや。

然り、能く看病して怠らざりき、汝等若し父母の病ひに臥すこと
あらんには、萬吉の如く、躬ら看病を勉むべし、婢僕ありとて、決し
て其の手に委ぬべからず。

○萬吉は、如何なることを爲して、生計の資を得、且母の藥を買ひ
求めしや。○其の所行を評せよ。

然り、萬吉の所行誠に嘉すべし、彼は幼くして父を失ひ、母は病ひ
がちにて、生業を營み難ければ、奮ひて海道に出で、身に適ふ程の
働きを爲して、母を養ひ、藥をも求めしかり、其の孝心の深きこと、

言語に盡くし難じ。凡そ人の子たるものは、能く其の力を盡くして、父母に事ふべきものなれば、不幸にして、父母病ひに臥し、若しくは、家貧しくして、生計を立て難きことあらんには、聊身の勞を厭はず、己れ相應の働きを爲して、父母を養ひ、其の心を安んずべし、決して其の難儀を他所に看做すが如きことあるべからず。

○萬吉忠房より金子を惠まれし時、如何せしや。然り、拜して之を受け、直ちに父の位牌の前に備へたりといふ、之を見て、父母を思ふことの深きを知るべし。

凡そ孝行は、父母の生前に盡くすのみに止らず、其の死したる後も、生前と同じき心得を以て、之に事ふべし、假りに其の恩を忘れ、歳時の祭りを疎にするが如きことあるべからず。

市郎兵衛は、
越後の國の
津村の原
郡吉津村
にあり、
天和三年
の秋に賞
なり。

生徒用書本文 むかし伊勢の國に萬吉といへる孝子あり、父は早く死し、母は病ひがちなて、家業をいとあみかねければ、萬吉は、日日海道にいで、旅人のにもつなどをになひ、賃錢をとりて、母を養ひ、且藥をもとめて母にすすめ、孝行をつくしければ、人人あはれみて、これをたすけたり。

父母に事へては、よく其の力をつくす。

第三課 孝行

市郎兵衛、能く父母に事ふ。

目的 孝行の心を養はんことを要す。

説話 越後の國の農夫長右衛門の子に、市郎兵衛といふものあり、天性至孝にして、幼き時より能く父母に事へ、聊の事たりとも、其の心に違ふことなかり、常に父母の傍にありて、身を慎み行ひを正

しくして、能く事へ、食する時は、必ず膳を備へて父母を待ち、寝ぬる時は、枕席を設けて、父母を臥さしめたり。後母歿して、繼母に事へしが、其のさま聊も實母に事ふるに異をみらさず。冬の寒き折りには、朝早く起きて、圍爐裏に火を焚き、其の傍に父の席を設けて、其の起き出づるを待てり。既に起き出づれば、手を取りて彼の席に就かしめ、夫れより櫛を捧げて、髪を梳り、盥嗽の湯を取りて、手水を使はしめたり。父他に出づることあれば、必ず其の家まで送り行き、歸る頃にも亦迎へに行きたり、偶父快く語り居るを見れば、其の興を醒さんことを恐れ、家の外に佇みて、其の歸るを待てり。既にして父出來れば、今迎へに來りしおどいひて、草履を穿たしめ、杖を捧げ、道すがら種種の談話を爲し、つつ伴ひ歸れり。

後此の事領主に聞えければ、米若干を賜ひて、其の孝養を賞したり。

教訓

市郎兵衛は、父母の命を聞きし時如何がせしや。

然り、聊の事たりとも背きたることなかりき。汝等能く此の事を

思ひ、父母の命令を遵守せんと心掛くべし。

○市郎兵衛が、父母の傍に侍せし時の有り様を語れ。

然り、彼は常に身を慎み、行儀を正しくして、聊も不敬の貌を爲さざりき。

凡そ子たるもの、動もすれば、父母の慈愛に馴れ、其の傍に在りて、不行儀の貌を爲し、敬禮を失ふことあり、是等は、甚た善からぬことをなれば、汝等は、常に行儀を慎み、愛敬を盡くして、父母に事へんと心掛べし。

○市郎兵衛が家にありて父母に事へしさまを語れ。然り、膳を備へ、枕席を設け、梳髮盥嗽の事を助けて、父母に孝養を盡くせり。其の所行誠に賞賛するに堪へたり。人の子たるものは、總べて市郎兵衛の如き心掛けありたきものなり。汝等は、幼稚なれば、今市郎兵衛の如き所行を爲すこと能はされども、父母の勞を助くべきことあらば、進みて之に當らんと心掛けよ。猶成長したらん後は、其の力を竭くして父母に事ふべし。

○市郎兵衛が父を送迎せしことを聞きて、如何に感せしや。然り、彼が父を愛することの深き、感ずるに堪へたり。彼は父を大切に思ふの心あるにより、其の送迎に心を用ひ、父の心を悦ばしめんことを勉めたり、誠に至孝といふべし。汝等須らく市郎兵衛の心を以て心とし、愛敬を盡くして父母に事へ、其の心を樂しませしめんことを謀るべし。

注意 繼母實母の差別なく等しく孝養を盡くすべきことを説くべし。

生徒用書本文 市郎兵衛は、幼き時より、よく父母のねふせをまもり、又つねに敬ひ尊びて、かりろめにも、敬禮をかきたることなれ、朝は早く起きて、父のねきいつるをまち、其の外に出づる時は、れくりむかへをあとて、ねんをろにいたはりたり。父母年老いてのちは、ねはかたかたはらをはなれず、出入には、手をひき、うしろをかかふべし。

第四課 敦睦

小左衛門の家、能く親睦す。

目的 一家和合の大切なることを曉りて、敦睦の風を興さしめん

小左衛門は、
陸奥の國に
村の長者に
其の賞を受
たるは、元禄
二年の事な

目ことを要す。合の大...
説話 昔陸奥の國今は岩代の國に屬すに小左衛門清右衛門といふ兄弟の農夫あり兄は年七十一にて男子二人孫四人あり弟は年五十九にて男子一人孫三人あり其の他の親族を併せて十七人一家に住みけるが家内誠に睦むくして幼者は長者を尊ぶこと皆親の如く長者は幼者を見ること何れも子の如くなりき。或る時兄弟相謀りて我等存生の間は皆一家に住めども死後に至らば各心變りて家を別つまじきにもあらずされば其の時の爲めには今より家を別ち置くこそ善からめとて相並べて家を建て垣を其の間に設けて分れ住みけり其の妻も各夫の善行に化せられて兄の妻は弟の婦を愛し弟の婦は兄の妻を敬ひければ家内和睦して少しの風波も起らざりき。

又小左衛門の一家は只家内のみ睦むきにあらず郷人と交るにも至りて懇切なりければ郷人も大いに尊敬したり故に近村にて爭論など起ることあるに此の兄弟出でて和解する時は事必ず止みたりといふ。
斯くの如く小左衛門の徳行遠近に隠れなかりしかば領主米若干を賜ひて之を褒賞したり。
教訓 汝等小左衛門一家の交りを聞きて如何に感せしや。

然り其の親睦せること實に感ずるに堪へたり家の主人たるものは勿論誰も斯くあるべきことあり。
○小左衛門等の妻子の交際は如何ありしや。
然り極めて親睦にして互に愛敬を盡くしたり。
○何に由りて斯くの如く睦むくなりしや。

然り、小左衛門兄弟の行ひに感じて、相親睦するに至りしものなれば、兩人の徳行には、益す益す敬服せざるを得ず、汝等も、亦小左衛門兄弟の如く、兄弟睦しく交りて、家族の模範とあることを務むべきなり。
凡そ一家の内は、穩なるを好しとすれば、何人も、徳を修め言を慎みて、聊も物争ひを爲さず、樂しく世を送らんことを心掛くべし。
○小左衛門兄弟の徳行の、郷人に及びたることを述べよ。
然り、家内のみならず、其の善行近村に聞けければ、大いに尊敬せられ、若し村内に紛争の事起れば、常に此の兄弟の仲裁を仰ぎたりといふ。
汝等も、常に徳を修め、郷黨朋友の尊敬を受くること、此の兄弟の如くあらんことを心掛くべし。

生徒用書本文 一家の内は、れたやかなるをよしとす、ことばた

たかひあそなきやうに、ふかくいましむべし。
小左衛門兄弟は、久しく一家にすみ、家族十七人ありけるが、行ひたたく、交りあつかりしかば、其の妻子供たちも、これをみならひ、兄の妻は、弟の妻を愛し、弟の妻は、兄の妻を敬ひ、年上のは、幼きものをあはれみ、幼きものは、年上のを尊び、家内極めて睦しかりしかば、うのこと國主にきこゆて、は、うびをたまはりたり。

第五課 友愛 たつ女能く兄を愛す

目的 友愛の情を養はんことを要す。

説話 世の中には、兄弟姉妹ほど、頼りきものなければ、兄弟は、弟妹

たつ女は、伊勢の國三重郡

遇ふことあれば、互に相助け相慰むべし。
 ○たつ女の行ひにつき、感ずる所を述べよ。汝等の感ずる所大いに善し、世の中には、或は父子兄弟の道を辨へ、若しくは富貴の家に生まれ、安らかな生活に安んずるがら、動もすれば兄弟相闘ぎ、姉妹相和せざるものあり、然るにたつ女は、無學にして、家も亦貧困あるに、四十年の久しき間、己れの辛酸を顧ずして、兄に事へ、睦むく暮らして、實に古今稀なることなり。汝等たつ女の行ひに鑑み、兄弟姉妹、常に睦むく交り、事ある時は、力を盡くして相助け、心を盡くして相慰むべし。

生徒用書本文 世の中には、兄弟姉妹ほど、たのもじきものなれば、兄弟は、弟妹を愛し、弟妹は、兄弟を敬ひて、つねに睦むく交るべし、もし兄弟姉妹の中、ふじあはせにして、病ひにかかり、さい

かんにあふものあらば、心をつくしてなぐさめあひ、力をつくしてたすけあふべし。
 たつ女は、つねに兄を大切にしけるが、兄眼をそみて、盲目となりたるのちは、殊更に心を用ひて、之をいたはりたり。

第六課 朋友 小僧悪友と交りて、解雇せらる。

目的 朋友の擇ぶべきを知らしめんことを要す。
説話 善き友に交れば、善き人となり、悪しき友に交れば、悪しき人となること、恰も朱にてそむれば、赤くなり、墨にてそむれば、黒くなるが如し、されば賢き人も、交る友を見て、其の人がらを知る、といひ、又「善悪は友を見よ」といひて、友を擇ぶべきことを教へられたり。

或る富豪の商家にて、小僧を雇ひ入れけるに、まめやかに立ち働
きければ、主人も善き小僧を置きあてたりとて、心の中に喜び居
たり、されども猶油断せずして、竊に其の舉動を窺ひけるに、家に
ありては忠實なれども、外に出づれば、悪しき子供に馴れ親しむ、
暇あれば、其の子供と共に、近所のおとなしき子供を愚弄し、又は
之を打擲して、泣かしむることあり、又人の家の塀に、落書きを爲
し、若しくは、路次の妨げとあることおどを好める由聞えければ、
主人は、此の小僧は性質善からぬものなり、到底末の見込みなし、
今の中に解雇することを善けれと決心して、直ちに暇を與へ、家に
歸したり。

教訓

彼の商人が、小僧の雇ひを止めたるは、何故ありや。
然り、彼の小僧は、忠實に働きしかども、性質善からぬものと見え、

忽ち悪しき子供と親しみたるを以て、彼の商人は、交る友を見て、
其の人品を知る、と云ふ古語の趣意に原き、彼の小僧も、必ず悪し
きものあるべしと判定して、雇ひを止めたるなり、蓋し此の判定
は、多くは正鵠を失はざりしからん。
汝等、人と交らんとするに當りては、其の人は如何なる人物と交
るかを見極め、善き人と友たるものを擇びて交るべし、若し思慮
足らずして、其の人の悪友と交ることを心づかさるときは、己れ
も識らず知らず、其の人人に感染して、悪人となり、世の擯斥を受
け、身を立つること能はざるに至るべければ、常に善く心を用ふ
べきことあり。
○善き友と悪しき友とは、如何なる事によりて見分くべきや。
然り、信實にして、行ひ正しく、友に向ひて善を勧め、惡を戒め、過ち

あれは、之を諫め、怠る時は、直ちに忠告するものは、即ち善友あり、言行一致せず、行ひ正しからず、友に向ひて、悪を勧め、過ちを飾り、懶惰放逸の所行あるものは、即ち悪友あり、然るに世には、善友の言行を厭ひ、悪友の所行を悦ぶものあると見ゆ、動もすれば、悪友に馴れ親しみ、身を誤るものあり、誠に歎かはらば、さきことなり、汝等深く心を用ひ、決して此の過ちに陥るべからず。

汝等の親友中に、不善を爲すものあらば、如何にするや。○若し汝等の忠告を用ひされば、如何にすべきや。

然り、親友中に、不善を爲すものあらば、深切に忠告して、善に導くべし、忠告を重ねるも、之を用ひされば、己むを得ず、交りを遠くすべし。

生徒用書本文 善き友に交れば、善き人とあり、悪しき友に交れば、悪しき人となるは、恰も朱にてうむれば、赤くなり、墨にてうむれば、黒くなるが如し、されば、かゝるとき人も、交る友を見て、其の人

がらを知る、といひ、又、善悪は友を見よ、といひて、友を知らぶべきことををしへられたり。友を知らぶことは、實に心を用ふべし、交る友を見て、其の人がらを知る。

善悪は友を見よ。

第七課 交際

忠平、書を道具に遣り、柳原某、浪士を扶助す。

目的 人は勢の盛衰に由りて、其の交りを易ふべからざること、を説き、且、患難相恤むことを教訓す。

説話 藤原忠平は、關白基經の子にして、左大臣時平の弟なり。常に右大臣菅原道真と親しく交りしが、道真は、時平の爲めに讒せら

れて、官を貶され、筑紫の端に退けられたり。然るに忠平は、常に書を通じて、物を遣りて、音信絶ゆることなく、其の親しみ前日に易らざりしといふ。人の交りは斯くこそありたけれ。

元和寛永の頃、徳川幕府の麾下に、榊原飛騨守といふ人あり、其の頃福島加藤等の諸家断絶して、有名の武士流落するもの頗る多く、其の面識あるを以て、飛騨守の許に來り、扶助を乞ふもの數多ありしが、常に快く肯ひ、暫くの中宿と思ひて、寄食し、徐かに後圖を爲すべし、とて、止めおけり、然れども是等の諸士を扶助し、飲食を共にし、與に武事を講究しけるを以て、財用常に足らず、家次第に貧しくなりしかば、或る人切に之を諫め止めしかども、敢て顧す、益す益す浪士を養ひ、武道を講究して、怠らざりき。然るに寛永十四年、島原の一揆起るに及び、彼の地に赴きけるに、則ち此の輩

の助けを得て、大いに戦功を建てたりといふ。
教訓 忠平の所行を評せよ。

然り、忠平能く平素の親しみを忘れず、道眞の左遷せられし後も、書を通じて、物を遣りて、其の憂悶を慰めたり、實に友誼を知るものと謂ふべし。

○榮枯盛衰を見て、交りを易ふるものあらは、如何。
然り、世の中には、富貴なれば、交りを厚くし、貧賤なれば、交りを薄くするものあり、甚むきに至りては、人一たび權勢を失ひ、若しくは貧窮に陥れば、忽ち疎遠になし、音信すら通せざるものあり、實に信義に背きたる所行と謂ふべし。

汝等は、朋友と交るに當り、常に信を重んじ、假り初めにも浮薄の所行を爲さず、又勢の厚薄、貧富の變遷を見て、交りを易ふるが如

きことを爲すべからず。彼の忠平の交りを易へざりしは、心に一片の誠あるに由ることおれば、汝等常に心を誠實にすべし、さすれば、言行自ら信實に歸し、朋友の交りを全くすることを得べし。
○飛驒守の行ひを評せよ。
然り、飛驒守は、實に義侠の人と謂ふべし、福島加藤等諸家の浪士は、固より其の親友にあらず、多くは一面識の徒に過ぎざれども、主人を失ひて、祿に離れ、頼るべき所なくて、糊口に苦しみければ、之を見かねて、養ひ置きしなり。されば一つには、交際の道を重んじ、又一つには、良友を得て、身の助けとせんとの精神に合へり、其の所行實に賞賛すべきなり。
○朋友の患難に懼りしことを見聞せば、如何するや。
汝等の心掛け大いに可なり、他日其の心掛けを實踐せんことを

務むべし。

生徒用書本文

藤原忠平は、左大臣時平の弟にて、常に右大臣菅原道真と交りあつし、道真、時平のために讒せられて、遠き國へ送りつけられたるのちも、忠平は、常に書をよせ、物をたくりて、其の心をなぐさめ、親しみ前日にかはらざりといふ、人の交りはかくこそありたけれ。
信は、心に誠あるなり、心に誠あれば、言行の上にあらはる。

第八課 禮儀

佐伯某の行儀

目的 禮儀を重んずる心を養はんことを要す。
説話 人たるものは、常に心を用ひて禮儀を重んじ、作法を閑ひ置くべし、若し禮儀を知らず、作法を閑はざれば、貴人の前、又は衆人

金澤堂書局發行

會合の席に出でたらん時に、疑懼羞耻の念起りて、言ふべきこと
あるも、言ふこと能はず、爲すべきことあるも、爲すこと能はず、周
目章狼狽して、耻辱を蒙り、輕侮を速き、大いに己れの徳を損ずるこ
とあり、又禮儀を辨へず、作法を知らざるが爲めに、圖らずも、
のふるまひを爲して、人の怒りを速き、交際を破ることあり。され
ば平生禮儀を重んじ、作法を閑ひ置きて、何人の前に出づるとも、
聊も臆することなきやうに心掛けざるべからず。
凡そ如何なる人にて、平生心を用ひて動作を慎めば、終に慣は
しとなりて、殊更に心を用ひざるも、自ら高尚優美の動作を爲
し得るに至るべし、又常に行儀を慎まず、
忽野鄙のふるまひの
みを爲せば、是又慣はしとなりて、行儀善からぬ人となり、事に當
り俄に慎まんとするも、容易くは、
倏め難し、故に行儀は、恒に慎み

閑ふを肝要とす、諺に、身は慣はしといへるも、平生の慣はしにて、
行儀善くもなり、悪くもなることを、
誡めたるなり、汝等常に此
の諺を服膺し、禮儀を辨へ、行儀善き人とならんと心掛くべし。
今を距ること凡そ百年前、江戸に佐伯某といふ人あり、性質篤實
にして、禮儀作法を重んじ、書籍は正しく机上に置き、嘗て取り亂
すことなく、其の出納にも、深く心を用ひて、聊も粗末の取扱ひを
爲さざりき。
此の人一日或る書肆の、書籍の取り扱ひに心を用ひず、之を投げ、
又は踏み越ゆるを見て、彼の書肆は、必ず衰へん、といひ、又他の書
肆の、客來れば、恭しく書籍を出し、其の出納に心を用ふるを見て、
「此の書肆は、必ず榮えん、」といひしが、果して其の言の如くなりし
といふ。是等の事は、作法の一端にして、深く意を用ふるに足らず

實日六修身書 卷三 十六 金澤堂書局發行

王 輔 訓 義 卷 三 藤原忠實 謙讓

と思ふものあらんも知るべからざれども、行儀を修めんには、常に起居動作を慎まされば、其の志を達し難きものなれば、些細の事と雖も、少しも忽せにすべからず。佐伯某が書籍を大切にせしことを評せよ。然り、某の所行大いに可あり、書籍は智を研き、徳を修むる資けとなるものなれば、決して粗末に取り扱ふべからず。○貴人の前、又は多人數會合の席に臨みて、龐忽のふるまひを爲すことあらば、如何。然り、汝等の言ふが如し。されば平生禮儀を重んじ作法を慎むべし。注意 禮儀作法に關する心得は、漸次に之を口授し、務めて實踐せしめんことを要す。

生徒用書本文 凡ういかなる人にてても、平生心を用ひて、立ち居

ふるまひをつつしめは、つひに慣はしとなりて、殊更に心を用ひざるも、自ら奥ゆかしきふるまひを爲す人となるなり、もし常にいやしきふるまひを爲す時は、又同じく慣はしとなりて、行儀よからざる人となり、にはかに心を用ひて、あらためんとするもたやすくはあらためがたし、故に立ち居ふるまひは、つねづねつつしむべきことなり。身は慣はし。習ふより慣るる。

第九課 謙讓 藤原忠實の謙讓

目的 謙讓の心を養はんことを要す。才學を韜みて誇らず、富貴を忘れて人を凌がざるものは、自ら奥

實日本書 卷三 十七

ゆかしく見ゆるものなり。

説話 藤原忠實は、關白師通の長子にして、堀河鳥羽の兩朝に歴事せし人なり、壯年にして、關白攝政太政大臣に歴任し、牛車に乗りて、參内することを許されたれども、深く盈滿を懼れて敢て駕せず、六年を経たる後、始めて之に駕して、參内し、朝より退きて、人に語りけるは、御堂殿(忠實の高祖)宇治殿(曾祖父)御年四十に近づきてこそ、牛車をば、許され給ひぬれ、我不肖の身を以て、夙に御許しを蒙りしかども、盈滿を恐れて深く慎み、敢て乗らざりしが、今年四十一歳になりしかば、始めて之に駕したり、と言はれたり。後髪を削り、別業を宇治に營みて閑居しけるに、或る日其の孫兼長伺候して、閑話しける時、頼季といふ人も亦來りて、兼長の後に座したるを、兼長更に顧みざりしかば、忠實之を見咎めて、人の來

りて後に居る時、居向はざる事やはあるべき」とて深く誡めたりとぞ。

教訓 忠實牛車に乗ることを許されしに、直ちに乗らざりしは、何故なりや。

然り、凡そ何事も、十分の位置に達すれば、意外の禍害湧起して、失望するものなれば、謙遜して、牛車に乗らざりしあり、即ち汝等の知れる如く、滿は損を招くとの誡めを守りて、身を處じたるなり。汝等能く忠實の心を體じ、學藝愈進み、家業益す益す榮え、官職愈陞るに従ひ、深く盈滿を戒むべし、若し盈滿を懼れずして、人を侮り、驕りを恣にするにあらんには、人の憎みを受け、禍害忽ち起りて、後悔するに至らん。

○兼長は、何故に頼季に禮を失ひしや。

金澤堂書院會社

然り、兼長は、地位門閥の高きを恃みて、斯く人をないがらるに
たるなり。

○其の所行を評せよ。

然り、兼長の所行甚宜しからず、汝等人に接するに、恭敬を盡く
し、並び座する時は、席を譲り、務めて謙遜にすべし。假り初めに、
富貴を恃みて人を見下し、學藝に誇りて人を侮るが如きことあ
るべからず。

○恭敬を以て人に交りたらば、如何。

然り、自ら人の尊敬を受け、益を受くるに至るべし、汝等の知れる
如く、益軒先生は、博識にして恭謙なりしかば、其の名世に顯れ、人
の尊敬を受けたり。

生徒用書本文 才學をつつみてはこらす、富貴をわすれて人を

しのがさるものは、自ら奥ゆかしく見ゆるものなり。

藤原忠實は、つつしみふかき人なり、年三十歳あまりにして、關白
の職にのほり、牛車にのることをゆるされたれども、たろれつつ
とみて、久しくのらす、四十一歳に及びて、はじめてのりたり。又其
の孫兼長家がらをたのみて、人におれいなりしかば、深くいまこ
めを加へたりとぞ。

恭しければ、患へに遠ざかる。

みをつつしめば、わざはひにかかること、すくなし。

第十課 師恩 莊六よく主人に事ふ。

目的 師恩を重んじ忠實を盡くすべきことを教訓せんことを要
す。

實 日本書紀 卷三 十九

衣服を貰はざるも、少しも恨みず、只管忠實に働きて、主家の生計を助け、遠方の仕事にも、日日往き通ひて、主人の安否を問ひ、其の心を慰めたるなり。
凡そ師に就きて、道を學び、技藝を習ふものは、誰も斯くこそありたけれ。
○莊六は、年期満ちたる後、如何せしや。
然り、年期満ちたる上は、家に歸りて自ら業を始むとも、誰非難すべきものおかるべきに、親に乞ひて猶主家に止り、其の難儀を救ひたるは、眞に恩を知り、義を辨へたる人と謂ふべし。汝等も人より恩を受くることあらば、永く之を忘れず、常に其の恩に報いんと心掛くべし。若し不幸にして、其の人困難に陥ることあらば、力を盡くして救助すること、莊六の如くすべし。

生徒用書本文

莊六は、いとけなくしてたたみやにほ、うご、うご、其のわざをならひたり、のち主人眼をやみて、家じたいにねとろへければ、日ごろの恩にむくいんとて、いよいよ業をはけみて、くらしをたすけ、年期あくるも、なほとどまりて、ねんごろに主人に事へたり。
父にあらざれば生れず、師にあらざれば知らず、故に父師に事ふること一の如くすべし。

第十一課 寛裕

細井平洲、門人の過失を責めず。

目的 寛裕の心を養はんことを要す。
説話 細井平洲は、温厚にして、器宇廣き人なり、嘗て塾を開きし時、一書生の計算の事に長けたるものを撰びて、塾の會計を司らし

細井平洲、名は徳三郎、尾張の國、平洲の家世に

林修身集 卷三

金港堂書集

減否せしことなかりき。

又曾て人に語りけるは、行儀を修め、生産を治め、身體を保つ、此の三のものは、人の道の立つ本なり、といひて、躬親ら之を勤め、又人をも之に導きたり。

教訓 人の善行を稱揚すれば、如何なる利益ありや。

然り、人に善行ある時、之を稱揚すれば、其の人の名譽を助け成すべく、此の行ひを聞くものも、亦大いに補益する所あるべし、抑人の善行を聞きて、身自ら其の事を實地に行ひ、又は人の善行を擴めて、世の人を裨益せんとするは、君子の所行なれば、勉めて行ふべきことなり。

○他人の悪行を語るべからざるは、何故なりや。

然り、他人の悪事を語れば、徒らに其の人の名譽を傷ふのみにし

て、毫も益あることなし、且其の人、若し之を聞かんには、必ず我を怨みて報復を謀り、終には測らざる禍を蒙ることあるべし、されは常に慎みて、他人の悪事を語るべからず。

○東涯の徂徠に對せし所行を評せよ。

人の己れを減否するに當り、之に應じて辯論を爲さざるは、度量寛くして、德行厚きものにあらざるよりは、容易に爲し能はざることなり、殊に其の相匹敵する人に對しては、最も難しとする所なり、而るを東涯は、能く此の難事を忍びたり、其の所行、實に敬服するの外なし、汝等宜しく之に倣ひ、人の善を聞かば、務めて之を揚げ、人の悪を見ば、必ず捨て去りて、人に語るべからず、又人如何に我を評論すとも、妄りに辯論を闘はせ、之を誹謗するが如きことあるべからず。

金港堂書集 卷三 二十四

○東涯の行儀生産身體に關する語を聞きて、如何に感せしや。然り、此の語は眞に道理に合へり、人若し行儀正しからざる時は、學問才藝人に優れたりと雖も、金錢財寶に富めりと雖も、身體強健なりと雖も、必ず世人に擯斥せられ、幸福なる生活を遂ぐるべしと能はざるべし、生産を治めざる時は、假令行儀正しく、身體強健にして、學問才藝優れたりとも、常に金錢財寶に乏しく、父母妻子は論を待たず、己れが身すらも養ふこと能はざるべし、又若し身體を保つことを勉めざれば、學問才藝も、金錢財寶も、何れよりてか其の用を爲さん、諺にも、命は物たねといへり、其の緊要なること、多辯を用ひずして明かなり、然るに世間には、此の三つのものを備へざるもの多し、誠に歎かはしきことなり、汝等は能く心を用ひて、三つのものを全備するの人となることを務むべし。

生徒用書本文

伊藤東涯は、行ひ正しかりし人なり、人若し東涯に向ひて、某は、かくかくの悪事を爲したりといへば、人を誹るは、悪しきことなり、とて、更に取りあはず、又某は、かくかくの善事を爲したりと語れば、人をほむるは、善きことなり、といひて共に其の事をほめたり、又或る時人に語りけるは、行儀を修め生産を治め、身體を保つ、この三つのものは、人の道の立つ本なり、といひて、親らも之を勤め、人も之にみちびきたりといふ、其の善をあげよ、其の悪をされ、人のよしきことは、これをほめよ、人のあしきことは、すてさうてかたるべからず。

第十三課

思慮

板倉重宗兄 弟の思慮

目的 思慮を重んずるの心を養ふ。

説話 事を慮るは周到なるべし、輕卒なるべからず、昔板倉勝重といふ人の子に、重宗重昌といふ二人の兄弟あり、時の將軍徳川家光、其の才を試んとて、二人を呼び出し、故ら入り組みたる裁判上の問ひを設けて、其の意見を尋ねたり。

其の時弟重昌は、直ちに意見を述べしに、兄重宗は、熟考の上、御答へ申し上ぐべし、といひて、其の場を退き、二三日の後に、始めて意見を述べしが、弟重昌の意見と少しも異ならざりき。其の後、父勝重京都より歸りて、家光に見えし時、家光此の事を語りて、其の方の次男は、賢きものなり、と譽めければ、勝重、凡そ事を行ふに、思慮足らざれば、後悔することあり、殊に裁判上の問題とあれば、大切にすべきは、勿論なり、縱令速かに胸に浮びたりとも、幾度も熟考し、其の上にて申し上ぐべきことなり、されば兄重宗

の所爲、遙かに次男の所爲に優れり、といひたりとぞ。

教訓 重宗は、何故に直ちに家光の問ひに答へざりしや。

然り、重宗は、固より賢明の人なれば、弟の答へし程の事は、直ちに考へ得たるならん、されども、輕卒に決斷を爲す時は、誤謬を來すの恐れあるに由り、直ちに答へずして、熟考の後意見を述べたるなり。

汝等も、事を決するに當りては、決して輕卒あるべからず、若し輕卒に事を決行して、過誤を來す時は、悔ゆとも及ぶことなし、諺に「後悔さきに立たず」といへり、是は輕卒に決することを戒めたるものなれば、常に此の諺を以て、事を慮る時の誠めと爲すべし。

○如何にせば、後悔することなきを得べきや。
然り、其の事を決行せんとする始めに當りて、能く熟考すること、

重宗の如くすべし、直ちに事を斷行するは、望まじきことなれども、速斷の爲めに過誤を速くことあれば、害ありて益なきゆゑ、事を決行するには、心を靜かにして、能く思慮すべきことなり、斯くて思慮定らば、之を斷行するには、猶豫すべからず。

○汝等各其の後悔せしことを語れ。○何故に斯くの如き後悔を爲ししかを考へよ。

汝等の言の如くなるべし、總べて後悔は、思慮の足らざるより起るものなれば、一度心に浮びたりとて、直ちに之を斷行することなく、再三熟考して後に行ふべし、斯くの如くすれば、悔い少きに至らん。

生徒用書本文 萬づの事、つらつら思案して、後のあやまりなく、悔いなからんことをはかるべし。

板倉重宗重昌といふ兄弟のもの、主人徳川家光より、裁判のさばきかたをたづねられけるに、弟重昌は、直ちに答へたれども、兄重宗は、二三日のいうよをこひて、同じことを答へたり。

後其の父勝重家光に見ゆし時、家光この事を語りければ、勝重は、「思慮足らざれば、後悔することあり、まして裁判の事は、猶更心を用ふべきことなり」といひしとぞ。

後悔さきに立たず。

第十四課

縝密

野田文藏の縝密

目的 縝密の慣習を養ふ。

説話 事を執りて縝密をあらざれば、往往過誤を來り、紛擾を速くこ

目あり、されば事を執るに當りては、深く意を用ひて、手落ちあき
 目やうにすべきなり、昔大岡越前守忠相幕府の寺社奉行たりし時、
 才藝に達したる人を撰びて、頻りに幕府に薦めしが、或る人當時
 算術の名人と呼ばれたる野田文藏を勘定役に任ずべしとて推
 薦したり、忠相さらば之を試るべしとて、文藏を招きて、其の方の
 算術に達せることは、兼ねて聞き及ぶ所なり、其の方吾が望む所
 の割り算を目前にて致すべし、といひければ、文藏謹みて肯ひけ
 るが、心竊に如何なる難問を試らるるにやと思ひ居りしに、忠相
 やがて百を二つに割れば、幾個なるやと問ふ、文藏直ちに答へず
 して、何とぞ算盤を借用いたしたと、といひければ、近侍の士、之を
 持出でて、其の前に置きたり、文藏形を整へ、色を正しくして、算盤
 に向ひ、百の玉一を置き、目安二を置きて、之を見合はせ、二一天作

五と呼びて、百を二つに割り、然る後、五十なり」と答へければ、忠相
 手を拍ちて大いに賞賛し、實に算術の名人なり、何事も易しとて
 忽せにすべからず、斯くありてこそ、大切の役目にも、僥略なから
 め、とて直ちに擧げて勘定役と爲したりといふ。

教訓 文藏が百を二分するの計算に、算盤を用ひしは、何故なりと

や。
 然り、苟も算術を知れるものは、百を二分する如きは、容易く暗算
 を爲し得ることあり、然るに文藏の斯く鄭重に爲ししは、事を重
 んずるの厚きに由る故あり、忠相の賞賛せしむ、亦宜ならずや、總
 べて何事も、能く謹みて、輕忽にせず、念に念を入るる時は、甚た安
 全にして、失敗を速くことなきものあれば、汝等は小事と雖も、必
 ず鄭重に取り扱ひ、決して輕輕しくすべからず。

正本備身書 卷三 金澤堂書院

○文藏若し忠相の問ひに對し、そらにて答へしならば、如何がな
り行きしと思ふや。然り、文藏若し直ちに答へたらんには、忠相は之を以て、輕率にて
會計の任に當るに足らざるものと爲し、勘定役には擧げざりし
ならん、然るに文藏は、平素より縝密の人なりしかば、其の所爲恭
謙にして、忠相の意に合ひ、勘定役の重任を拜するに至りしなり、
但し時と所とを論せず、徒らに文藏の形をのみ學び、速算諸算等
を課せらるるに當りても、尙又徐ろに之を答へんとする如きは、
眞に愚の至りなれば、此等は能く心を用ひて、取捨を誤らざるや
うにすべきことあり。
○忠相算術の名人文藏を招き寄せて、百を二にて割れば幾何と
いへる如き、容易き題を出したるは、如何なる趣意なりと思ふや。

然り、文藏の人と爲りを試ん爲めに、故らに斯かる容易の問題を
出せしならん。
○生徒の算術を學ぶを見るに、平易なる問題の答へを誤ること
往往あり、如何なる故なりと思ふや。然り、平易なる問題は、來
たり、平易なる問題は、易しと思ひ、之を疎にするが故に、過誤を來
すあり、斯くの如きことは、獨り算術に止らず、世間の事に於いて
も、往往見る所なれば、何事に拘らず、常常心を用ひて、鄭重にすべ
きことなり。
生徒用書本文 野田文藏は、算術の達人なり。或るとき、大岡忠相
まねきよせて、百を二つにわれといひけるに、かろがろしくこたへ
ず、ろろはんをかりうけて、いねいに計算を爲し、五十なりとこ
たへければ、忠相大いに感心し、かくてこそ、大切の役目をまかす

實日修身書 卷三 二十九 金澤堂書院

に足れるなれ」とて、勘定役といへる重き職をさづけたり。念には、念を入れよ。

第十五課 儉約

目的 儉約を貴ぶの心を養はんことを要す。

説話 費用をつづまやかにすること、其の益甚た多し。儉約なれば、奢らず情らずして、其の徳を養ふべし。儉約なれば、食味淡くして、身を損はず、生を養ふべし。儉約なれば、人に求むることなくして、廉を保つべし。儉約なれば、人と利を争はずして、恨みに遠ざかるべし。天かたの人の習ひ、つづまやかなるを弛べて、奢らんことは易く、奢れるを止めて、つづまやかにすることは難し、然れば家を治め、子孫に傳ふるの法、儉約にむくものなり。(楊震の語)

昔和泉の國に一商人あり、夫婦共に能く其の職を勉めて怠ることおかりしかば、二十年許りが間に、大いに富みを致し、多くの婢僕をも使ふ身となりたり。然れども、其の妻他に出づる時は、常に粗服を着て、少しも舊時の風を更むることなかりければ、一日其の夫、妻に向ひ、汝は、昔も今も質素にして、同じ風を守るは、誠に感心の至りなり、されども今は身代も何不足なき程になりたれば、好まじき衣服をこしらふることをよけれ、といへば、妻答へて、上天子將軍などの召し物に較ぶれば、妾などは、襤褸にても尙過分あるべし、凡そ女は人の美服を見れば、忽ちほじき念の起るものなれば、妾も見し程のものは、直ちにこしらへ置きたれども、唯着ることたけは、慎み居るなり、といへり、夫之を聞きて大いに怪しみ、何時の間にこしらへしや、と問へば、妻、今朝も、門前を過ぐる女

中の衣服を見て、羨まじかりし故、先刻も二三枚とらへたり」と
て、篋の中より、多くの衣服の名を記せる紙を出して示しけれ
ば、夫深く感じ入りて、其の美德を賞せしとぞ、嗚呼此の妻の如き
は、眞に足ることを知りて、儉約を爲し、能く其の分を守れるもの
と謂ふべし。

教訓

儉約とは、如何なることなりや。
然り、平生濫りに物を費さず、務めて金穀を積み貯へ、必要の場合
ひには、少しも惜しむことなく之を用ひ、或は一家の用を辨じ、或
は公供の費えに供じ、或は慈善の事に充つるをいふなり。
○物を貯へ置くのみにて、必要の場合ひに用ひされは如何。
然り、積み貯ふるのみにて、散ずることを知らされは、節儉の旨を
失ひ、吝嗇とあるあり、吝嗇は最も卑しむべきの所爲あり、されど

も儉約を務むること、其の度に過ぐれば、識らず知らず吝嗇の弊
に陥ることあり、汝等宜しく明かに此の二つを區別し、決して吝
嗇に陥ることなかるべし。

○奢侈は、如何なる事より起るや。

然り、奢侈は、多くは身體の慾を逞しくせんが爲めに起るもの
に、遂に飲食を恣にし、衣服を飾り、住處を華麗にして、分外の事を
企て、家を滅し、身を誤るものあり、されば汝等も常に心を用ひて、
體慾を制し、儉約と吝嗇との別を明かにし、奮前勇進して、節儉の
要道を行ふべし。

○堺の商人の妻が、衣服の名を記して收め置きしは、如何なる趣
意なりや。

然り、彼は能く分を守り、慾を抑へ、奢侈を慎みたるものと謂ふべ

し、彼は美服を製せんとするの心起る時には、輒ち其の名を記して、其の慾を制し、無益の費えを省きて、貨殖の資と爲したり。凡そ富みを致すものは、堅忍不拔の氣象ありて、耳目の慾を抑制するものにあらざるは、おら、汝等も宜しく之に鑑み、常に分を守り、慾を制し、儉約の美德を養ふべきなり。

生徒用書本文 用をつづまやかにすること、其の益甚た多し。儉約なれば、奢らず情らずして、其の徳を養ふべし。儉約なれば、食味淡くして、身を損はず、生を養ふべし。儉約なれば、人に求むることなくして、廉を保つべし。儉約なれば、人と利を争はずして、恨みに遠ざかるべし。天かたの人の習ひ、つづまやかなるを弛べて、奢らんとことは易く、奢れるを止めて、つづまやかにすることは難し、然れば家を治め、子孫に傳ふるの法、儉約にせよものなり。

節儉は人の美德なり。

第十六課 節儉

黒田如水の節儉
土井利勝の儉素

目的 前課に同じ。

説話 豊臣秀吉朝鮮を征伐せんとしける時、日根野某といふもの、軍用金乏しくして、支度整ひかねしかば、三宅某といふ人に頼りて、黒田如水より銀百枚を借り受けて、出陣したり。斯くて歸陣の後、返金せんとて、三宅某と共に黒田の宅に往きけるに、折り節或る人より、如水方へ鯛一尾贈り越したり、如水家來に命じて、其の鯛は、三枚にしろし、身は鹽に漬け置き、中落ちをは吸ひ物にして、此の客人をもてなすべし、といひければ、彼の二人は、心中竊に其の吝嗇を卑しむたり。

黒田如水、名は孝高、官兵衛と稱す、官人にして、智勇あり、豊臣秀吉に、倍任せられ、豊前中津に封ぜらる、慶長九年歿す、年五十九

斯くて彼の銀百枚を出し、厚く禮を述べて返しければ、如水之を押し戻し、我始めより此の金は進上せし積りなり、且大切なる軍用に立ちし上は、無益の費えにはあらず」といひて、遂に金をは受け取らざりしかば、二人始めて如水の儉約にして、吝嗇ならざることを曉り、曩に卑しむたることを深く愧ぢたり。

徳川幕府の大老、土井利勝、或る時懇意の諸大名に向ひて、近日の内、茶を參らせ九ければ、れ出で下さるべし」といふに、諸大名大いに喜び、日を期して、至るべきことを約せり。

斯くて其の日にかりければ、諸大名連れ立ちて、利勝の邸に至りけるに、利勝之を門内に迎へ、先づ書院に請じ、次ぎて茶室に導き、自ら茶を勸めて、款待を極めけるが、菓子に唯小さき重箱に、粗末なる餅を盛りたるに過ぎざりきといふ。是等の事を聞きて、古

の人の儉素にして、無益の奢りを爲さざりしことを知るべし。

教訓 如水の鯛の身を鹽漬けにして、貯へしめしは、何故なりや。然り、食物を大切にするの心より出でたることにて、誠に賞賛すべきことなり。

總べて食物は、一時に貪り食はず、其の貯へ得べきものは、如水の如く貯へたきて、他日の用に供すべし。されども節儉の道を失ひ、妄りに物を惜しむ、吝嗇に陥らざるやう、常常注意せざるべからず。

○如水の行ひに就きて、汝等の感ずる所を述べよ。

然り、如水の行ひは、眞に節儉の道に合へり。世の貯蓄を事とするものの中には、唯節儉を勤むるを知りて、其の他の事を知らず、往世間の交際を破り、信義を失ひ、慈惠を盡くさずして、吝嗇の謗

りを受くるものあり、汝等常に如水の行ひに鑑み、平素は務めて
節儉を守り、人の爲め、世の爲めとなるべき事には、財を散じて、少
しも吝むことあかるべし。積んでよく散ずるは節儉の要道なり、
夢にも忘るべからず。

○利勝の行ひを評せよ。

然り、利勝身大老の重職を奉ずれば、美菓を供すること、決して爲
し難きにあらず、然るを纔に粗末なる餅を以て客を饗したるは、
其の儉素驚くべき程なり、且利勝は、汝等の既に知れるが如く、屑
糸を納め置かしめて、脇差の下げ緒を繕ひ、絲を管守せしもの
を賞して、三百石を興へたることあり、是を見れば、決して吝嗇の
人にあらず、實に節儉の道を知りたるものと謂ふべし。

凡そ人は、平生節儉を守り、奢侈を慎み、其の積み貯へたる金穀を

以て、親族、朋友の難儀を救ひ、無告の窮民を助け、又世の中の利益
を謀るべし、徒らに飲食の慾を恣にし、饗應に心を盡くして、分限
を忘るが如きことあるべからず。

生徒用書本文

日根野某といふ人、かりたる金を返さんとして、黒

田如水のもとへゆきけるに、折りふし、或る人より一つのたひを
れくりこしたり。如水其の中れちをすひものにして、日野根をも
てなしければ、日根野は、心の中に其の吝嗇をいやし、金が、金を
返すに及び、如水、それは、進上せしつもりなり、とて、受け取らざり
しかば、深く感じ入りしとぞ。

積んでよく散ず。

金錢をつみたくはへて、まづしきものにちらしはせよすべし。

せられたり。

教訓 武助の人を恵みたる事に就きて、最も感賞すべきことを舉げよ。

然り、武助の慈仁の行ひは、總べて感賞すべきことなるが、中には人に物を施して、世に知らしめざらんとせしが如きは、最も感ずるに堪へたり、即ち武助は、衷心之を憐みて、恵みを施しとなり、然るに世の慈善家と稱するものの中には、人の勧誘によりて、始めて惠與をなす、而して新聞紙又は其の他の方法によりて、之を世に公にし、以て己れが名譽を買ふに汲汲たるものあり、之を彼の武助の所爲に比せば、豈耻づべきの至りならずや、汝等深く之を思ひ、仁惠を施すに當りては、陰に之を行はんと心がくべし、古人も、陰徳あるものは、陽報あり、陰行あるものは、昭名あり、といひて、

生かけにて善き事をすれば、自らあらはに其の報いあり、又名も自ら世間に知らるるものなりといへり、總べて善行を爲すに當りては、少しも名譽を求めんとする念慮あるべからず。

○武助が六助に衣服を與へし時、何といひしや。○其の心を評せよ。

然り、尋常の慈善家の中には、貧人に物を施すに當り、動もすれば、傲慢不遜の體を爲すものあり、然るに武助は、貯へなき身なれば、心に任せぬこと多くして、辭を卑くして、衣服を惠與せり、其の所行實に殊勝と謂ふべし、試に之を思へ、傲慢の言を以て之を與ふると、謙遜の語を以て之を施すとは、之を受くるものの感情、果して如何があるべきや、汝等も亦人に物を施すに當りては、須らく武助の心を以て心と爲すべし、決して傲慢不遜の言行あるべか

日本修身書 卷三

○武助は、村人の外に、如何なる人を助けしや。然り、甥を助けたり、凡そ慈惠を行ふには、親しきより疎きに及すべし、假り初めにも疎きものを先にし、親しきものを後にするが如き倒行逆施の行ひあるべからず。
○婢僕の、永く武助の家に勤めしは、何故なりや。然り、武助は己れを愛するの心を以て人を愛し、婢僕に至るまで、能く之を愛撫せり、故に彼等は、能く永く勤めたるなり、汝等も人を遇するには、務めて慈悲を旨とし、決して残酷なることあるべからず。
注意 武助の勤儉にして、田畑を増殖したる事實は、取りて以て教訓と爲すべし。

生徒用書本文 人に施しては、念ふべからず、武助といへる人は、

勤儉にして、慈悲の心深く、貧しきものには、陰に米を恵みて、人に語るなかれ、といまじめ、衣服を施しては、心にまかせぬこと多し、とへりくたり、金をかりたしとこ、ふものあれば、快く貸し與へて、利子をとらざりき、程なく其の事領主にきこゆければ、米若干を賜はりたりとぞ。
陰徳あるものは、陽報あり。
かげにて人をめぐむものは、れのづからあらはにそのむくいのかたなるものなり。

第十八課 仁恕 堀秀政、臣下を憐む。

目的 仁恕の心を養はんことを要す。
説話 堀久太郎秀政は、豊臣秀吉の臣にして、越前の國北莊今の福

實日休修身書 卷三 三十七 金港堂書館會社

并二十九万石餘を領せし人なり、然れど曾て驕奢の行ひ多く、能く下を憐みしかば、下に恨むるものなかりしと云ふ。

秀政初めて北莊を治むるに當り、四民其の政事を誹謗し、二十餘章を大榜に書して、城下の四衢に建てければ、諸吏商議して、之を秀政に告げ、此の輩、上を侮りて、此くの如きことを爲す、其の罪決して輕からず、嚴しく之を索め、重く刑罰を加へて、威嚴を示さん、と請ひけるに、秀政之を聞き、やがて服を改め、盥漱し、三たび榜を拜し、是即ち天の賚あり、とて、命じて之を收め置き、諸吏をして、政事の得失を評論せしめ、其の苛なるを削り、煩なるを除き、悉く舊弊を革め、仁を布き、惠を施ししかば、四民萬歳を唱へ、政治遂に北陸に冠たるに至れり。

秀政旅行しける時、或る人夫、荷物重し、とて、不平を訴へければ、家

臣、此の人夫は、力を惜しみて、荷を持たざらんとするあり、とて、類りに之を責めたり、然るを秀政自ら其の荷物を持ち試て、我が力は、此の人夫よりも勝れたれども、尙重きを覺ゆ、我より力劣りし人夫が、此の荷物を重しと云ふは、誠に理りなり、といひたり。

又或る時、軍に赴きけるに、旗を持ちたるもの、遙かに秀政に後れければ、人人如何なる咎めに遇ふべきかと危ふみしに、秀政少くも咎めず、是は我が乗りたる馬の、足早きが故なるべし、とて、其の翌日より、足の遅き馬に乗り替へたれば、是より旗持ちは後れざりしと云ふ。

秀政の人を憐むこと、此の類の事多かりしかば、世人皆敬ひて名人太郎と云へりとぞ。

教訓 若し門扉等に落書きを爲し、或は口頭にて、汝等を誹謗する

元利元就の吉
初め安藝の三
田の地を領せ
賈が後陶尼
子等内氏
地を併せて
山陰山陽十
國の領主十
二の領主十
七の領主十
五の領主十

重くて、にちひがたし、といへるを聞き、自らもちてころみて、荷物
主の目方をへらしたり、又軍にのぞみける時、旗もちはるかにたぐ
れければ、これ我が馬の早きゆゑなり、とて、あしのれうき馬にの
りかへたりといふ。之を見ても、其の平生を知るべきなり。己の
己れの欲せざるところは、人にほどこすことなかれ。
第十九課 立志 毛利元就の大志
新井白石の素志
目的 遠大の志を立て、小成に安んずべからざることを教訓す。
説話 人の一生は、志の大小によりて、前より大方定るものなれ
ば、少年のものは、其の志を高く且大いに、實着に事を行ひて、
末の榮ををはかるべし、苟も疎放にして勤めず、卑小にして自ら
侮るが如きことあるべからず。

新井白石、名
は君美、江戸
の人名なり、幼
より字を著き、
文を作ると著
き、時家法だ

毛利元就は、安藝の人あり、年尚幼くして十二歳、松壽と呼びし頃、
家臣を召し連れて、嚴島の神祠に詣でけるが、是より歸る途中に
て、家臣に向ひ、汝は何事をか祈りしぞ、と問ひければ、家臣は、君の
御運めでたくして、安藝の國主と成らせられんことを祈りたり、
と答へたり。
松壽之を聞きて、何故に天下に旗頭たらんことを祈らざりしぞ、
天下に旗頭たらんと欲するも、纔に一方の主と爲るに過ぎざる
べし、況や一國の主たらんと願はんには、其の行く末計り知るべ
し、といひけるが、長ずるに及びて、遂に山陰山陽十箇國の主とな
りたり。
又新井白石も、少き時より大志を懷き、常に自らいひけるは、人生
まれて、大名とあることを得ざれば、死して當に閻羅王とあるべ

日本書紀 卷之二十一 四十一

し、河村國賢の
之、三才を
學、人をして
與、徳を
門、下を
成、りて
登、りて
善、多し
等、の著

し、といひたり。

斯くて學問を勉め、幾多の辛苦を嘗め、遂に將軍徳川家宣に事へて、大いに任用せられ、筑後守と任官し、千石の祿を賜はりたり。

教訓

元就は、嚴島神社へ詣りたる歸途、家臣に向ひて如何なる事を云ひしや。○又之を評せよ。

然り、元就は志しを立つることは、遠大なるを要すと云へり、其の言誠に敬服すべきなり、總べて人は遠大の志望を懷き、日に月に勤め行ふにあらずんば、人に優れたる事業を成すこと能はず、されは少年の時より、堅く志しを立てて、小成に安んずることなきやうにすべし、故に古人も、志しを立つるは、大いにして高くすべし、といへり、汝等宜しく思ふべきなり。

○白石が常に言ひし語を聞き、如何に感せしや。

然り、白石の志しを立つるの高大なること誠に感すべし、然れども若し之を行ふの實なくして、妄りに大言をのみ吐きたらんには、徒らに世の物笑ひとなり、却りて謗りを後に貽したるなるべし、されば、汝等は平生志望を高大にし、事を勤めて倦まず、苦しみを忍びて撓まず、只管素志を貫徹せんと思ふべし、決して空想を懷き、遊惰に光陰を送るべからず。

○元就及び白石が大業を成ししは、何に原因すと思ふや。

然り、其の天才及び時運も、亦之を助け成したることなきにあらざるべけれども、若し此の人人にして、遠大なる志しを抱きて、勇進することなくば、天才も用ふる所なく、時運も利する所なかるべし、之を要するに、其の大業を成ししは、職として、其の志しの遠大なりしに因ることなり、汝等も亦之に倣ひ、遠大の志しを立て、

金澤堂書院會元

敢爲の氣象を以て、之を成さんと務むべし。
生徒用書本文 人の一生は、志の大小によりて、初めより、大方
定るものなれば、少年のものは、其の志を高く且大いにし、着實
に事を行ひて、末の榮々をはかるべし、苟も疎放にして勤めず、卑
小にして自ら侮るが如きことあるべからず、毛利元就は、幼くし
て、大いなる志をいたさしが、遂に山陰山陽十箇國の領主とな
りたり。
志を立つることは、大いにして高くすべし。

第二十課 勤勉

應舉、寫生
を勤む。

目的 勤勉の心を養ふ。

説話 安永天明の頃、京都に圓山應舉といふ畫工あり、常に繪事に

心を用ひけるが、曾て思へらく、生き物の姿を寫し、其の精を極め
んには、畢生の力を盡くすとも、尙善くすること能はざるべし、さ
れば平常目撃する所のものに就きて、其の妙を窺ひ、他の物に推
し及すに若かずとて、是より雞と犬とを描くことを勤めたり。
斯くて雞を描きけるに、形態能く似たれども、神氣活潑の妙、未だ
盡くさざる所あるを見て、日日祇園の社に至りて、群集せる雞を
ながめ居ければ、人人呼びて狂と爲したれども、少しも顧す、一年
餘りの間、其の形質行動を究め、心に悟る所ありて、之を額に描き
けるに、神采生動して、殆ど眞に逼りければ、之を祇園の社に獻じ
て、竊に觀者の評を窺へり。然るに觀者唯其の妙技を賞するのみ
にて、兎角の評を爲すものなし、然るに一日野菜を賣る翁あり、之
を觀て、雞の傍に草を描かざりしは、尤も妙なり、といへり、應舉之

實日大書院 卷三 四十二

を聞きて、其の意を解せず、翌日酒肴を携へて、翁を訪ひ、懇に教へを乞ふに、翁答へて、吾は元より畫を知るものにあらず、唯多年雞を養ひて、羽色の四時に變ずることを知れり、今御身の描き給へるは、冬の羽色なれば、其の傍に草なき所の心入れを感じて、覺えず獨り言せしのみ、といひければ、厚く謝して歸りたり。
又曾て臥す猪を描かんと思ひ、或る柴賣り女に頼みたまきけるに、一日其の女來りて、此の頃我が屋の後の竹林中に猪の臥せるあり、と告げければ、應舉直ちに往きて之を寫したり、後に之を炭賣りの翁に觀せけるに、翁此の畫を見て、猪は眠る時と雖も、其の背の毛は立ち居るものなるを、此の畫は然らず、定めて病める猪を見て、寫したるならん、といへり、應舉之を前の柴賣り女に語りて、問ひければ、彼の猪は、二三日を経て、其の處に死したり、と答へた

り、應舉是より更に眞の猪を求め、之を寫して大いに世の賞讃を得たりとぞ。

教訓

應舉が、一年餘りの久しき間、毎日祇園の社に至りしは、何の爲めなりや。
然り、應舉は技藝を研かんが爲めに、世人の嘲笑をも顧みず、祇園の社に往きて、雞の形質行動を觀察せしなり、其の勤勉にして注意の周到なる、實に敬服すべきなり。
○應舉の志しを達せしは、何に由ると思ふや。
然り、勤勉にして倦まず、忍耐にして撓まざるに由り、能く其の志しを達したるなり。古人は、事を成すは勉強にありといひ、又勤むれば、百事成就して、百福至るといひしが、眞に其の言の如し、汝等一たび志しを立てて事に當らば、如何なる艱難に遭ひ、如何なる

苦痛を感ずとも、少しも屈撓せずして、偏に其の目的を成じ遂げんことを務むべし。百歳を望むは、其の言の成るべき程なり。○應舉は、菜賣り炭賣りの翁の言を聞き、如何せしや。○其の所爲を評せよ。然り、應舉が技術を研くに熱心なること、實に驚くべき程の事なり。蓋し應舉が、雞の傍に草を描かざりしは、偶然のみ、若し菜賣りの翁の言を聞き、通常の贅辭と爲し、意を用ひざらんには、雞の羽色の四時に變ずることを知らずして、空しく評言を聞き流さんも計るべからず。又炭賣りの翁の言を以て誣妄と爲し、之を改めざらんには、永く眞の臥す猪を描くこと能はざりしならん。應舉が、注意周到にして、無識の人の言をも重んじたるは、誠に賞賛すべきことなり。汝等人の己れを評するを聞かば、輒ち自ら省み、

改むべきことあらば、之を改めて、學藝を研き、徳行を修むるの資けと爲すべし。決して其の言を聞き、徒らに悦び、若しくは妄りに怒るが如きことあるべからず。

生徒用書本文

昔京都に、圓山應舉といへる畫工あり、生き物の姿を寫すは、手ぢかの物より始むるに若かず。とて、一年餘りの間、日日祇園の社に往きて、雞をながめるたり。やがて之を額に畫き、其の社に納め、ひろかに人人の評をききけるに、或る日、野菜賣りの翁之を見て、雞の傍に草を描かざりしは、尤も妙なり。といひければ、應舉すみやかに翁をとひて、くはしくその事をたづねたりとす。應舉は、かくの如くつとめはけみて、怠らざりしかば、遂に名高き畫工となりたり。爲さずんば、なんぞ成らん。

日本修身書卷三
三
金澤堂書局發行

何事もつとめざれば、成ることなし。

日本修身書卷三
尋常小學校
教師用
主封用書本文
昔京師身國山嶽學
...

實 日本修身書卷四
尋常小學校
教師用

三宅米吉 校閱
中根 淑
渡邊政吉 編纂

第一課 孝行
藤原良繩、能く
父母に事ふ。

目的 孝行の心を養ふ。

説話 人の行ひは、善きも悪じきも、さまさまあれども、善は、孝行に
過ぎたるはなく、悪は、不孝よりも重きはなし、されば、人の行ひは、
孝より大いなるはなし、とて、むかひも、今も、孝行の人をめ、不孝
の人をせめざるはなし。(貞原益 軒の語)
藤原良繩といへる人は、性恭儉にして、華飾を好まず、父母に事へ

其備は、四年
守大津の
内承和
進して、安
近江守、議
辨、後、又
の、時、大
大淵、右、左
大、江、音、人
た、其、下、に
た、其、下、に

日本修身書
卷四
金澤堂書局發行

へ、病ひさ
す、後右衛門
官に遷り、又
皇太后、眞
爲る、眞夫
年卒す、年
十五。

て、孝行類なき人なりき。或る年の冬、父備前の任所にありて、病ひに罹れる由、知らせありければ、朝廷に請ひて、直ちに走り赴かんとせしむ。天皇許し給はざりしかば、己むを得ず、其のまま出仕し、日日心を煩はし居たり。程経て、父の訃報到りければ、大いに悲嘆し、血を嘔きて、氣絶したり。斯くて其の母紀氏尼となりて、山城の國葛野郡眞如院といへる寺に住みけるが、良繩常に俸祿を割きて、厚く之に贈りたり。後母病ひに臥しければ、良繩暇を請ひて、其の寺に往き、晝夜母の左右に侍し、衣帶を解かず、目睫を交へずして、看護に力を盡くしけるが、其のかひなくて、終に歿しければ、慟哭して倒れしとぞ。又財部造繼麻呂といへる人も、よく父母に事へて、孝養を盡くし、

金澤堂書院
本修身書
卷四

朝夕定省を懈らず、常に父母の心を安からしめんことを務めたり。後父母年老いて歿しければ、繼麻呂大いに悲哀して、日日墓に詣りて、心を吊祭に用ひたり。爾後専ら父母の令名を顯さんことを思ひ、行ひを修めければ、近郷の人、皆其の孝心深くして、品行の正しきに感じけり。やがて其の事世に傳はりしかば、朝廷之を賞して、位三階を賜はり、賦役を免せられたり。教訓 良繩、父母の病ひに罹りし時、如何せしや。然り、父は、任所にありて病み、己れは、京師にありて、朝廷に仕ふることなれば、大いに心を苦しめたり。又母の病みし時は、親ら其の傍に侍し、懇に介抱して、其の心を慰めたり。且父母の死せし時は、悲歎慟哭極りて、遂に倒れしといふ、其の孝心の厚き感ずるに餘

實日修身書 卷四 金澤堂書院

りあり。其の孝心の思ふ所は、
汝等も平生よく父母に事へ、其の病ひに臥すことあるに及びては、殊更に心を用ひて、之を看護し、少くも怠ることあるべからず。
○繼麻呂が平生父母に事へたる状を語れ。
然り、繼麻呂は、能く父母を奉養し、朝夕定省して、尊敬を盡くし、常に其の心を慰めたり、善く孝道を知るものと謂ふべし。
○繼麻呂は、父の歿後、如何なることを務めしや。
然り、吊祭に心を用ひ、又父母の名を顯さんとして、行ひを修めたり、其の死後にまでも、孝心の深かりしは、實に感ずるに堪へたり、汝等も、父母なからん後は、厚く吊祭に心を用ひ、徳を修め、業を勉めて、父母の命名を顯さんと心掛くべし。
○孝道は甚だ廣けれども、生に事へ、死に事ふるの二つに止まれ

り、汝等此の二つを全くせんには、如何にせば、宜しきと思ふや。
然り、我が身體は、父母より受けしものなれば、常に之を重んじ、先づ毀傷することなきやうに心掛け、病ひに罹ることなきやうに注意し、其の訓戒命令は、常に必ず遵守すべし、又年長じては、能く父母を奉養し、其の心を慰むることを心掛け、且徳を修め、業を勉めて、父母を顯さんことを心掛くべし、父母世を去りたらん後は、厚く之を吊祭して、其の恩を忘れざるべし。
凡そ是等の事を心に銘して、孝行を盡くしなば、終に孝道を全くするに至るべし。

生徒用書本文 人の行ひは、善きも悪しきも、さまさまあれども、善は、孝行に過ぎたるはなく、悪は、不孝より重きはなし。されば、人の行ひは、孝より大いなるはなし。とて、むかしも今も、孝行の人

實日本修身書 卷四 三

日本書紀 卷四 仁德天皇 孝行 藤原良繩は孝行の心深き人なり父のつとめさきにて死したるをさきし時は悲しみて氣絶し母の病ひにかかりし時は晝夜たこたらず介抱したり。

をめで不孝の人をせめざるはなし。藤原良繩は孝行の心深き人なり父のつとめさきにて死したるをさきし時は悲しみて氣絶し母の病ひにかかりし時は晝夜たこたらず介抱したり。人の行ひは孝より大いあるはなし。

第二課 孝行

仁德天皇の至孝 池田光政の孝心

目的 前課に同じ。

説話 孝行の心深きものは聲なきに聽き形なきに視て父母の思ふ所に従ひ其の成さんと欲する事を成すといへり。仁德天皇諱は大鷦鷯其の未だ皇子にて、たはしましし時御父應神天皇小子菟道稚郎子を愛し給ひ立てて皇太子と爲さんとの

仁德天皇の第一の御位に即位す。仁德天皇の御位に即位す。仁德天皇の御位に即位す。

ふ、是を以て百姓を樂しむ。海内富庶す。釋して聖帝とす。

光政は、孫なり。能政の孫なり。

御心あり、一日大鷦鷯と其の御兄大山守とを召して、汝等子を愛すや、と問はせ給へば、二皇子共に、甚た之を愛すと答ふ、又、幼きと年長けたるとは、孰れを愛するや、と問ひ給へば、大山守は、年長けたるを愛すと答へ給へり、此の時大鷦鷯は早くも御父が御位を稚郎子に譲らんとの御心あることを曉りて、年長けたるは、多くの寒暑を経て、人と成りたれば、憂ふる所あり、幼きものは、未だ能く成長するや否やを知らざれば、最も之を憐む、と答へ給へば、天皇大いに悦び、汝の言能く朕が心に合へり、と宣ひて、遂に稚郎子を立てて皇太子と爲し給へり。

仁德天皇の、父帝の意を受けて、其の御志を成さしめ給へるを見て、平生孝行を盡くし給へるを知るべし。又備前の國主池田光政も、孝心深き人あり、或る時、其の母人を

實日本書紀 卷四 仁德天皇 孝行 池田光政の孝心

淳于介を尊
む、教化を勤
五月卒す、二
七十四、年

て櫻を庭に植ゑしめけるに、光政其の植ゑ方の母の心に協はさ
る所あるを察じ、自ら庭に下りて鋏を取り、其の木を植ゑかへて、
其の心に協ふやうになしたりとぞ。
教訓 仁徳天皇が、父帝の間ひに答へて、幼きものを愛す、と宣ひし
は、何故ありと思ふや。
然り、父帝をして、其の御志を成し遂げしめんとて、殊更に斯か
る御答へを爲し給ひしなれば、誠に孝行の御事あり、總べて孝行
を盡くさんとするものは、親の心に特に萌せる物事は、未だ聲に
も形にも顯れざる前に悟り得て、其の事に従ふべし。
既に其の聲を聞き、其の形を見て、然る後に始めて之に従はんと
するが如くにては、父母の方に於いても、夫れまでで多少心を費
すことあるべし、古人も、孝養の心深く至れるものは、聲なきに聽

き、形なきに視て、意に先ちて志しを受く、と教へられたり、汝等能
く此の事を思ひ、父母の心に違はざるやうにすべきあり。曾子も
孝子の老を養ふや、其の心を樂しましめ、其の志しに違はずとい
ひて、老いたる父母に事ふるには、特に意を用ひて、其の心を樂し
ましめ、氣を安んせしむべきことを説きたり。
○光政の所行に就きて、汝等の感ずる所を述べよ。
然り、此の事、只櫻を植ゑたるに止らば、格別賞するにも足らされ
ども、其の植ゑ方を、必ず母の意に協はしめんとて、大諸侯の身を
以て、親ら庭に下り、鋏を執りたるは、其の孝心賞嘆するに堪へ
たり。
○若し父母自ら成さんと欲して、未だ遂げざる事あらば、汝等如
何するや。

實日木修身書 卷四 五 金港堂書齋

然り、汝等の心得大いに善し、總べて己れの力にて爲し得べき事は、代りて其の勞を取り、父母の志を成さしむべし。
注意 總べて皇室に關する事蹟を説話するに當りては、特に言語を鄭重にし、敬禮を盡くさんことを要す。
生徒用書本文 仁徳天皇は、應神天皇第四の御子にして、天性至孝にましましたり、其の皇子にてはしましむところ、父帝年老いて末の御子稚郎子を愛したまへり、或る日皇子と其の御兄とを召して、汝等子を愛すや、又幼きと年長けたるとは、いづれを愛するや、と問ひたまへば、皇子は、早くも父帝の御位を弟に譲らんの御心あるをさとり、幼きを愛す、と答へたまへば、父帝大いに悦び、「汝が言、能く朕が心に合へり、と宣ひて、遂に稚郎子を立てて皇太子と爲したまへり。

孝子の老を養ふや、其の心を樂しましめ、其の志をたがはず。
第三課 友悌 作兵衛兄弟、能く親睦す。
目的 友悌の心を養はんことを要す。
説話 父母に次ぎて敬ふべきは、我が兄なれば、家を別ちたる後も、親しく行き通ひて、其の機嫌を聞き、祝儀あらば、之を祝し、不幸あらば、助け慰むべし。
備中の國に、與兵衛作兵衛少七といへる兄弟三人の農夫ありて、常に親しく交れり。
年長じて、作兵衛少七の兩人は、家産の幾分を兄與兵衛より譲り受け、別に一戸を構へて其れに住み居けるに、與兵衛は、家業漸く衰へ、七八段の田畠の中、三段餘りを賣り拂ひて、困難を凌ぎ、後又

作兵衛は、備中の國、口郡、大條中村の人なり。

實日木修身書 卷四 六

其の残りをも賣り拂はんとしけり。作兵衛之を聞きて、兄にいひけるやう、斯くありては、良き手段あり、家と牛とを賣りて、借財を償ひ、妻子と共に我が家に移り住み、三人の田畠を合はせて、與に耕作を勵み、其の收穫を三つに分ちて、各生計を立てなほ、希はくは家名を汚すこともあかるべし、と懇に勧めけるに、與兵衛は、一たび家を分ちながら、再び同じく住みなほ、世間の人にも誇らるべし、且兩家の妻ども、一家に集らば、自ら心苦しき事も起りて、兄弟の親しみまでを傷はんも計り難し、といひて、肯はさりければ、目作兵衛猶も勧めけるは、兄弟睦しく交り、公役を怠るなかれとは、母御の臨終の戒めならずや、我は兄を父とし、貴び、嫂を母とし、敬ひて、妻には、下女の業をも執らしむべし、若し肯はずは、之を戒めん、戒めて用ひずは、之を出すこと、何の難りかあらん、とて、誠を込

めて述べければ、與兵衛遂に其の言に従ひて、作兵衛の家に移り住みけり。是の如く、兄弟睦しき事、家内和睦しければ、賞讃せぬものなかりしとぞ。遂に此の事領主に聞ゆしかば、寛文九年三月、米若干を賜ひて作兵衛の行ひを賞せられたり。
教訓 父母に次ぎて敬ふべきは、誰ありや。
然り、兄と姉となり。
兄弟は、幼き時より、起臥飲食を共にするものなれば、其の親しきこと、父母を除きては、之に及ぶものなし、されば、兄姉は、弟妹を愛し、弟妹は、兄姉を敬ひて、互に相助け相救ふべし。
目 作兵衛の行ひに就きて、汝等の感ずる所を述べよ。
然り、作兵衛の兄の身を思ひ、家名を汚さざらんとて、赤心を吐露

したるは、實に敬服に堪へざるなり。○汝等の兄弟中、若し貧困に陥り、或は危難に逢へるものあらば、汝等は之を如何にするや。然り、兄弟は、最も親しきものにして、互に相輔けざるべからざるものなれば、若し其の一人貧困に陥り、或は危難に逢ふことあらば、力の及ぶ限り、之を救ふべきは、固より論を待たざる所なり、汝等必ず違ふこと勿かれ。○父母没したる後は、弟の兄に事ふる道は如何、又兄の弟を遇する道は如何。然り、父母没したる後は、弟は、兄を崇め敬ひ、之を視ること父の如くすべし、是弟の兄に事ふる道あり、兄は弟を憐みいたはり、之を視ること子の如くすべし、是兄の弟を遇する道なり。

生徒用書本文

作兵衛といへる人は、兄より少しの家産を受け、別に家をかまへて、弟と同じく住みけるが、兄の家れとろへて、畑をうりつくさんとするを見て、懇にいさめ、我が家にうつりすまはせて、三人共に農業をつとめ、其の取り高を三つに分ち、睦しくくらむたりとぞ。兄は、何事も弟に先ちて、弟をひきまはせ、弟をは憐みいたはり、弟は、何事も兄のつぎに立ち、兄に従ひて、むむくことなく、兄をあげめうやまひ、大切にすべし。

第四課 兄弟

本多忠朝、遺産を争はず。

目的 前課に同じ。説話 兄弟の親しみを全くせんには、兄は、弟を憐みいたはり、弟は、

三十四
三十三
三十二
三十一
三十
二十九
二十八
二十七
二十六
二十五
二十四
二十三
二十二
二十一
二十
十九
十八
十七
十六
十五
十四
十三
十二
十一
十
九
八
七
六
五
四
三
二
一

厚の軍に
功あり
六年、
上、
ひ長
に於
て、
萬石
の役
に、
大坂
の死
す、
三十四
年、
受

兄を崇め敬ひて、小利を争ふことなきにはとがす。
日本多忠勝に、忠政忠朝といへる二人の子あり、忠勝病みて死せん
とする時、書を家老松下某に遺して、家産の中黄金一萬五千兩を
分ちて、次男忠朝に譲り與ふべき由を託したり。

忠勝死して後、松下此の事を忠政に告げけるに、忠政は、我は長子
なれば、悉く父の遺産を受くべきなり、とて、更に分配すべき氣色
見ゆざりければ、松下其の事を忠朝に告げたり、然るに忠朝は、兄
上は、大國を有ちて、多くの家臣をも扶持し給へば、金銀の入用も
少なからざるべし、我は小身なれば、費用も多からず、且父君我を
偏愛して、斯く遺言し給へるものなれば、彼の金は、悉く兄上の用
に供せらるべし、我に於いては、聊も望む所なし、と答へたり、松下
は之を聞きて、大いに感じ入り、復之を忠政に告げたり。

忠政、忠朝の言葉を聞き、大いに慚愧し速かに其の金を渡さんと
しけるに、忠朝固く辭し、互に譲り合ひて、果てしなかりければ、親
族相談し、其の金を二つに分ち、強ひて其の一半を渡さんとしけ
れば、忠朝辭するに言葉なく、緊用の事ある時は、必ず受け取る
べし、それまでは、御預り置き下さるべし、とて、生涯受け取らざり
しとぞ。

教訓 忠政が父の遺言に従はざらんとせし時、忠朝強ひて遺産を
取らんとせば、如何なる事を引き起すべきや、
然り、一は與へざらんとし、一は取らんとす、勢ひ相争はざるを得
ず、若し相争へば、兄弟の親しみを失ひ、世の謗りを速くに至らん、
然るに忠朝少しも遺産を望まず、誠を顯して、其の志を述べけ
れば、忠政深く愧ぢ入りて、其の非を悔い、本心に立ち戻り、兄弟の

不和を速かずして、事止みたり。忠朝の志は、實に世人の手本とするに足れり。總べて兄弟の間は、互に譲り合ひて、物を争ふことなれば、永く其の親しみを保つことを得べし。若し一方に善からぬ志を懷き、或は善からぬ事を仕向くるものありとも、忠朝の如く、能く弟の道を守り、兄の心に逆ふことなく、兄弟相聞きて、人の侮りを受くることなかるべし。

○忠政の行爲を評せよ。然り、忠政が父の遺言に背き、遺産を専有せんとせしは、其の不孝不悌なること固より論を待たず。然れども、一旦過ちを悔いて、直ちに之を改めたるは、大いに嘉すべきことあり。凡そ人は、忠政の如く、慾に迷ひて、是非善惡を忘るることあるものなれば、財を分

ち利を得るの際には、特に慳貪鄙吝の所行なきや、うに心掛くべし。

○忠政は、何に因りて、其の過ちを改めしや。然り、忠朝の志に感じて過ちを改めしなり。汝等も、若し不幸にして、兄弟姉妹の中に、善からぬ事を爲し、善からぬ志を懷くものあらば、赤心を布きて、本心に復らしめんことを心掛くべし。さすれば、自ら其の言に感じ、過ちを悔いて、兄弟の道を全くし、世に立つことを得るに至らん。

生徒用書本文 兄弟の親しみを全くせんには、兄は、弟を憐みいたはり、弟は、兄をあがめうやまひて、小利を争ふことなきにはいかず。本多忠勝、病みて死せんとする時、黄金一萬兩を、次男忠朝に分つ

徳川頼宣、或る時、儒臣那波活所に向ひ、女子の教育は、如何が
べきことを遺言せり。忠勝死したる後、長男忠政之をまきて、父の
遺したまへるものは、皆わが物なり、とて、金を渡さざりしに、忠朝
少しも争ひうらみず、兄上は、家來も多ければ、其の金を納めれき
とて、扶助の料にあてらるべし、我は、家來も少ければ、金の入用なし、
といひたり、忠政之を聞きて、深くはぢいり、しひて金を渡さざりし、とて
は、いなむに言葉なく、さらば入用の時まで、あづけられたし、とて
生涯受け取らざりしとぞ。

第五課 女工 那波活所、女子の教育を論ず。

目的 女子は、普通の學問の外、髮結ひ裁縫料理の技を習ふべきこ
とを知らしむ。

那波活所は、
名を方字を道

磨きいふ、播
磨路の、人、先
生に、伊、事、先
へ、組、五、百、石
を、保、五、年、正、月
正、保、五、年、正、月
四、保、五、年、正、月

せは宜しきや、と問ひければ、活所答へて、君には、如何や、うに爲し
給はんと思し召さるるや、と云ふ、頼宣曰はく、女子は、真信の道を
第一とするものなれば、正しき書物を讀ませしめ、其の義を知り、其
の道を行はしむること肝要なるべし、といへり。
活所聞きて、教育の大體を論ずれば、實に其の如くなれども、女子
には、其の他に大事の教へとすべきもの三つあり、第一は、自ら髮
を結ふことなり、第二は、裁縫に熟することなり、第三は、料理の法
を知ることなり。
總べて女子は、貴賤貧富に拘らず、幼き時より、自ら髮結ふことを
習はざれば、甚だ不自由なるものなり、縦令貴夫人處女なればと
て、地震大火兵亂等、非常の變に遇ひ、侍女の手のみ待つ能はざる
こともありぬべし、斯かる時、亂髮にては、見苦しきもあり、且は他

實
徳川
頼宣
傳
卷四
十一
金
卷
徳川
頼宣
傳
卷四
十一
金

日本修身書 卷四

人の侮りをも受け易し、殊に平人の妻女等にて、髪結ふことを知らざれば、いつも亂髪のみにて、賓客の前へ出づること成り難からん。
又裁縫に熟せざる婦人は、其の夫又は子供等に、清き衣服を着ること成り難し、縦令貴き婦人にて、糸針を手に執ることなきも、裁縫の道を知らずして、人の仕立てたる衣服の巧拙さへ見分くること能はずは、自ら人の侮りを受くる端となるべきなり。
料理の事は、婦人の身として、上下ともに勤め習ふべきものなり、縦令貴き婦人にて、其の兩親及び夫の病める時などは、自ら其の口に適ふべきものを調へて進むべきこと勿論なり、孝貞の心の外に現るるは、飲食の上にあることを、能く心に辨ふべきことなり。

されども女子は、以上の事たに能くすれば、別に書物を讀むの要なしと云ふにあらず、書物を讀みて道理を知り、事を習ひて手業に熟してこそ、始めて内外ともに全き婦人といふを得べし、と對へたり。
頼宣大いに其の言を理ありとし、是より其の娘御には、讀書習字を習はしめらるるの外、更に髪結ひ裁縫料理の三つをば、尤も能く教へ給ひしと云ふ。

教訓 學問の外、女子の必ず習ふべき三つの技とは、如何なることなりや。

然り、髪結ふこと、裁縫すること、料理することとは、那波活所の言はれし如く、女子に取りては、實に大切なる技なれば、務めて能く之に熟すべし、然るに富家の女、又は少しく學藝ある女子は、動もす

金港堂書齋會社

日本修身書 卷四
金澤堂書籍會社
れば是等の技を侮りて、習はざらんとするものあり、斯くの如きものは、他日大いに悔ゆることあるを免れず、汝等は、斯くの如き軽浮なる所爲に倣ふことなく、着實に女子の爲すべきことを習ふべきなり。

○數人の婢僕を使ふ家にては、婦人は、皆料理のことを知らざるべからざるの理を詳に述べよ、

然り、兩親又は夫が、病ひに臥すことあらんに、料理の仕方を知らざるものは、深切に介抱を爲すこと能はざるの不便あり、又平生にても、能く自ら之を知り居るにあらざれば、婢僕を指揮して、身體を養ひ口に適すべき食物を調理することを得ず、且又常に不經濟の事のみ多かるべければ、常常心掛けて、其の仕方に熟すべき。

○髮結び裁縫料理のことを習ひ知らんとするには、汝等は、今日如何なることを務むべきや、

然り、常に自ら其の髮を結びて、結髮法を習ひ、學校其の他に於て、能く裁縫の業を修め、且己れの衣服は言ふに及ばず、兄弟などの衣服を新調し又は補綴する時には、務めて之を裁縫することを心掛くべし、又朝夕庖廚の間に立ち働き、母姉の命に従ひて、食物を料理するの法を習ふべきなり。

生徒用書本文 徳川頼宣那波某に向ひて、女子のしつけ方をたづねしに、女子には學問を修めしめ、眞信の道をわきまへしむるの外に、大切の事三つあり、第一は、自ら髮を結ふことなり、第二は、裁縫に熟することなり、第三は、料理の仕方を知ることなり、と答へたり。

醫の諂諛貪婪を屑しとせざるより、之を辭して、唯藥價のみを請ひ受け、殊に奇矯の行ひを爲したるは、中庸の道を失ひたるものといふべし。○德本の行爲中、最も感心すべきは、如何なる所爲ありや。然り、朋友の爲めに、己れが賜を捨てて、其の産業を立てしめたるは、最も感心すべき事あり、唯奇矯の行ひを爲し、世を嘲り、人を侮るのみにては、敢て賞すべきにあらざれども、德本は、友誼を重んじ、己れの功を以て、朋友の困難を救ひたるあり、其の深切の厚き、實に感ずるに堪へたり。汝等友と交るには、德本の心を以て心と爲し、眞實を盡くして、頼もしく交るべし、朋友の心得ちがひして、悪しきことあらば、意見を述べ、難義なることあらば、助け合ふべし。

○子供の間は、友人に交るに就きて、平生如何なることを心掛くべきや。然り、汝等の心掛け大いに善し、常に睦しく交り、詐りを語らず、約束を違へず、頼もしく交るを第一とす。若し朋友の中、病ひに罹り、難に逢ふものあらば、友誼を重んじて、之を慰むべきなり。

生徒用書本文 德川秀忠病ひにかかりし時、永田德本のれ、うちをうけしに、忽ちいひければ、褒美を與へんといふに、藥代の外は、いたたかず、とて、ことほりたり。なほ、何なりとも、望みあらば、申したつべし、といへば、さらば我が友たちに貧しきものあり、それを以て、其の友をすくひたし、と答ふ。秀忠これに感じて、其の言の如くに爲したり。

實日林修身書 卷四 十五 金港堂書齋會社

友たちとつきあふには、あひたがひに信實の心をむねとして、たのもしくまじはるべし。友たちの心得ちがひありて、わるきことあらば、意見をいひ、難儀なることをはすくひたすけ、何事も信實にしていつはりなく、たのもしくするを朋友の信といふなり。伊

の具文
の語

第七課 朋友

新井白石、友人を薦めて、己れに代らしむ。

目的 前課に同じ。
説話 朋友と交るには、常に友誼を重んじ、患難相恤みて、頼もしくすべし。
新井白石は、木下順庵を師とし、博識を以て稱せられたる入なり、或る時順庵、白石を加賀の前田侯に薦めて、仕へしめんとしける。

に、同じ門人なる岡島石梁といふもの、之を聞き、白石にいへるや、
う、君が知れる如く、余は加賀を出で、都下に来りて、留學すること、
既に多年に及びたれば、老母家に在りて、余が歸るを待つこと久
し、余之を念ふと、百感胸に集れり、余若し師の紹介に由りて、
君に代りて國侯に仕へ、老母の情を慰むることを得ば、實に此の
上なき喜びなり、と語りければ、白石其の委細を順庵に告げて、小
子は、何れの國に仕ふとも、更に擇ぶ所なし、此の度は、何とぞ小子
を舍きて、石梁を御薦め下されたり、と請ふ、順庵深く其の友誼の
厚さに感じて、白石の請ひに従ひたり。
後二年にして、白石は、徳川家宣に事へたり、家宣後將軍に任じ、大
いに白石を登庸したり。
教訓 白石の所行に就きて感ずる所を述べよ。

日本修身書 卷四 金港堂書籍會社

然り、白石、石梁の言を聞きて、親子の情を思ひやり、己れの榮達を顧ずして、直ちに其の依頼に應じたるは、實に敬服に堪へず、汝等若し友人より、依頼を受くることあらば、必ず友誼を重んじ、力を盡くして、其の事を勉むべし、妄りに友人の請ひを斥け、若しくは之を等閑に附すべからず。
○白石、若し石梁の請ひを容れざりしならば、如何。
然り、石梁の悦ばざるは、勿論、他の友人も、其の義氣なきを誇るべし。
○汝等、友人の困難を救ひたることありや。
友人の困難は、互に助けあふべし、されども、妄りに己れが恩誼を語る時は、自ら其の價值を減じ、人の誇りを速く基となれば、決して恩誼がまじき事を言ふべからず。

○石梁は、自ら求めて白石に代れり、其の所行、如何。
然り、人の榮達せんとするを聞きて、故なく之に代りたると謂はば、眞に顔厚無耻の至りなり、されども、石梁の如く己むを得ざる事情ありて、其の事を打ちあけ、依頼せんには、人も固より怪まず、而して力あるものは之に應じ、力をきものは、己むを得ず之を謝すべし。
又榮達の事を頼むは、誠に心苦しき事なれば、成るべく、斯かる事を以て友人を煩すべからず、唯心に決しかぬる事、若しくは不幸の事あらば、明かに打ちあけて、助言救助を乞ふべきのみ。
○石梁の、江戸に留學せる間、其の母親の心配は、如何がなりとと思ふや。
然り、岡島の母親は、獨り故郷に在りて、淋しく暮し、一日千秋の思

實田修身書 卷四 十七 金港堂書籍會社

ひを爲して、吾が子の歸るを待てり、總べて親は、子を思ふものなれども、其の他郷に在る間は、殊更に恙なきや否やを案じ、早く歸らんことを望むなり、汝等も他郷に出でたらん時は、殊更に身の攝養を勉め、常に文書を通じて、父母の心を慰むべし、父母早く歸らんことを望まば、務めて其の意に従ふべし。

生徒用書本文 朋友は、互に信を守りて、たのもしくすべし。

新井白石は、木下順庵の門人なり、順庵、白石を加賀侯にすすめんとしけるに、同じ門人に岡島石梁とて、加賀の國のものあり、この事をききて、白石に向ひ、余は國許に老母ありて、久しく余がかへるをまてり、若し師のすすめにて、本國の君に仕へ、老母の心をなぐさむることを得ば、此の上もなき喜びなり、といひたり。白石其の心をあはれみ、直ちに順庵につけ、小子は何れの國に仕ふとも、

時頼は、北條に用ひられ、左衛門尉に任じ、引付衆となる、牲則直隷に於て、神補する所多し。

更にわらぶところなり、願はくは、小子をれきて、まづ石梁を御すすめ下されたり、とこひければ、順庵感じ入りて、白石のいふ如くにならたり。

第八課 公明 青砥藤綱の公平廉潔の

目的 公明の心を養ふ。

説話 青砥藤綱は、上總の人なり、北條時頼に知られ、重く用ひられ、て、裁判の事を司りしが、公平にして私なく、遠方の訴訟人中、貧困にして鎌倉に留ること能はざるものあれば、爲めに資を與へて、其の志を達せしめたり、或る時、一士人田を争ひて、之を訴へけるに、其の言ふ所正しかりしかど、其の争ふ所、時頼の領地に係るを以て、衆吏之を憚り、遂に士人を非としたり、藤綱之を覆審して、

由林書 卷四 十六 金港堂書畫社

是を是とし、非を非とし、士人の訴へ、理に協へり」とて、其の言ふ如くに爲さじめたり、士人は之を徳として、國に歸らんとするに及び、恩に報いんと欲すれども、清廉なる藤綱なれば、之を言ひ出すを憚り、因りて錢三百貫を包みて、夜竊に藤綱が家の後の山に上り、其の邸中に投げ入れたり、明日藤綱之を見て、笑ひて曰はく、是必ず彼の士の爲る所ならん、我の正しく事を處せしは、職務を思ひてなり、若し物を得るの理あらば、之を主人より受く可きなり」とて、人をして、彼の士人の家に送り返せりといふ。

教訓 藤綱の裁判に就き、汝等の感ずる所を語れ。

然り、古の訟へを聽くものの中には、或は權貴に阿り、或は賄賂を貪りて、理非明白なる事にて、正邪顛倒の判決を下し、人の權利を枉げ、生命を奪ひたること、其の例尠からず、然るに藤綱は、訟へ

の、主人の領分に係るをも顧慮せず、吏人の決議を斥けて、公明正大の裁斷を下せり、其の所行、實に裁判の軌範となすべきなり。汝等も、平生他人の利害に關する事を處するに當りては、理の在る所、義の存する所に従ひ、公平に之を斷すべし、假り初めにも、權貴に阿りて、正を枉げ、賄賂に迷ひて、非を直とするが如きことあるべからず。

今の世にも、貧しきもの、又は心正しからずして、財を貪り位を欲するものの中には、動もすれば、理を非とし、邪を正とし、偏に己れの立身利得を計るものあり、實に卑しむべきことなり。

○藤綱、若し士人の贈りたる三百貫文の錢を取り收めたらんは、如何。

然り、必ず名譽を失ひ、世の謗りを受けしならん、抑士人の所爲は、

訟への終りたる後、其の恩に報いんとてなしたるなれば、素より賄賂にはあらず、されども公の職を奉じ、其の事の爲めに、一私人より贈り物を受くるは、道に背ける所行なり、藤綱が、若し物を受くる理あらば、主人より受くべきなりといひしは、即ち此の事なり、公明にして清廉なる人の行爲は、總べて此くの如し。汝等も、人の贈り物を受くる時は、其の義に合ふや否やを考へ、然る後に取舍を決すべし、假り初めにも、利慾に迷ひ、不義の物を貪るべからず。

生徒用書本文

事に當りては、まづ其のよしあしを明らめ、義に基きて、之を行ふべし。

昔青砥藤綱といふ人、北條時頼に仕へて、裁判の事を司りし時、一人の武士、時頼の領分のもものと田を争ひて、訴へ出でたり。役人と

も時頼をれられ、武士の方を非としけるに、藤綱委しく取りしらべ、正しくさはきて、武士の申し立ての如くに爲したり。武士其の恩に報いんとて、陰に金を其のやしきへなけいければ、藤綱禮を受くべき理なしとて、直ちにれくりかへさしめたり。

第九課 公明

板倉勝重の公明

目的 前課に同じ。

説話 板倉勝重は、好重の子なり、徳川家康に信任せられて、駿府の奉行となり、後久しく京都に在りて、所司代といふ職を務めたり、或る時、京都の市人、宅地の界を争ひて、訴へ出たものあり、其のものがねて勝重を知れる故、瓜の初物を勝重の許に贈りて、裁判の事を頼みたり、勝重瓜を納めて、只、近日の中に、見分すべし、とのみ

板倉勝重は、
河内の人な
り、人さ爲り
深沈にして大
元あり、寛永
元年四月卒
す、年八十三

答へしかば、其のもの大いに悦び、心竊に勝訴を期せり。程歴て勝重伏見に往き、途次其の地に至り、是に關係あるものどもを呼び出して、委しく見分し、やがて瓜を贈りしものに向ひ、過日は、珍しき瓜を贈られ満悦なり。さて此の地は篤と見分するに、隣家のものに相違なければ、早早引き渡さるべし、といひしかば、傍觀せる人人は勿論、傳へ聞くもの、皆其の公明なるに服し、感賞せざるはなかりしとぞ。

教訓 勝重は、訴訟人が瓜を贈りし時、如何がせしや。

然り、勝重は元其の人を識れるを以て、瓜は好意の贈り物として、之を受け、裁判上の事に至りては、唯近日見分に往くべしとのみいひて、他の事を語らざりしなり。凡ろ人は、動もすれば、情實の爲めに羈絆せられ、正邪を混じ、良否

を別たすして、事を誤り、若しくは詭激に陥りて、人情に背くことあり、然るに勝重は、全く情實を去り、公明の判決を下したること、實に賞讃すべきなり。

汝等も、事を處するに臨み、人或は汝等に物を贈り、或は情實を以て其の心を動かさんとすとも、之が爲めに正理を枉け、公平を缺くが如きことあるべからず。

○勝重が、稱人中に於いて、瓜の謝辭を述べし時、彼の瓜を贈りしものは、如何に感せしと思ふや。

然り、彼は訴訟の事あるに及びて、裁判官に初瓜を贈りたること、世間に知れわたるに至りたれば、心の中に慚悔せしならん、總べて事あるに臨みて、俄に音信を通じ、物品を贈與する時は、私利を營まんが爲めに、諛辭を呈し、賄賂を贈るにあらずとも、自ら外聞

宜しからず、随ひて物議を速くこともあれば、汝等は、決して斯かることを爲すべからず。

注意 勝重、駿府奉行を命ぜられんとしける時、其の妻と謀りたる事は、話次之を説話すべし。

家康、或る時勝重を以て駿府奉行と爲さんとす、勝重固く辭すれども、許されざりしかば、さらば妻と熟議したる上にて、仰せを拜すべし、といひければ、家康笑ひて、其の如くにすべしといへり。

勝重家に還りて、妻に斯くと告げければ、妻愕きていふやう、是は公の事なり、妾の預り知る所にあらず、といふ、勝重尙いひけるは、古より今に至るまで、和漢共に、重職に任じ高位に陞りて、家を滅し身を亡すもの少くとせず、而して其の本を尋ねれば、或は賄賂に依り、或は婦女の請託に由ること多し、若し我奉行たらん後、御

身、或は人より物を受け、或は族人知己の頼みを受けて、口入することもあるは、我公の職を汚すの恐れあり、依りて御身の志を聞かんとして、わざわざ歸り來りて問ふなり、といへり、妻熟思して、必ず謹みて、斯かる事の無からんやうにすべし、と答へければ、勝重然らば御受けすべし、とて始めて職に就き、賄賂を絶ち、請託を目斥け、公平に訟獄を斷せりといふ。

生徒用書本文

板倉勝重、京都にありて、所司代といふ役をつと

めしころ、宅地の界をあらうひて、訴へいせたるものあり、其のものがねて勝重を知りしかば、瓜の初物をれくりて、裁判の事をたのみたり、勝重は、瓜を受けて、たた近日のうちに、土地を見分せん、とのみ答へたれば、其のもの、さては己れの申し立ての如くなるべしと、心の中に悦び居たり、程なく勝重見分にゆき、かかりあひ

たり、猶近村のものも、藤七の所爲に勵まされて、力を救助に用ふるに至りしかば、領主藤七の善行を嘉して、褒詞を賜りたり。又植木村に一の溜め池あり、此の池は、唯雨水を湛へたくのみにて、水源なかりしかば、時としては池水乾涸して、灌漑の用をなさざることあり、藤七之を憂へて、官に請ひ許可を得て、溝渠を穿ち、河水を導きて、永く乾涸の憂へなからしめたり、是より附近の地、愈灌漑の便を得、遂に其の池の大半を填めて、水田と爲し、村内大いに其の恵みを被りたり。教訓 洪水の出でし時、藤七の救助することなくんば、感田村の人民は、如何がなりしと思ふや。然り、彼の洪水は、闇夜に押し出ししことなれば、人々容易に其の難を逃れ難かりしなり、若し此の時に當りて、藤七の救助を受く

ることなくんば、感田村の住民は、大方水底に葬られしならん、されば此の村の人人が、生命を全くすることを得たるは、一に藤七の志行誠に感賞すべきなり、汝等若し人の危難に陥るを見れば、藤七の如く、自ら奮ひて之を救助することを務むべし。○舟人の躊躇せし時、藤七は何といひしや。○其の言葉を評せよ。然り、誠に名言なり、人を救はんとするの誠あるものは、器物などは借しむべきにあらず、汝等も、若し人の命を救ひ、其の他の難儀を助けんとする時は、些細の利害を顧ずして、只管其の志しを達せんことを務むべきなり。○藤七が溝を穿ちしことに就きて、如何に感ずるや。

然り、藤七が衆人の利益を謀りたること、誠に嘉すべきなり、凡そ世間には、人の利益となるべきこと夥しければ、心あるものは、其の大小を問はず、各方に應じて、藤七の如くすべきなり。吾が家の内、又は家の外なる道に、人の往來の障りとなるものあれば、之を除きて他所へ移し、喉かわく人には、一杯の水を與へ、疲れたるものには、一碗の食を與ふる類、いささかなる事ながら、人の益となること極りなかるべし。

生徒用書本文

世に住むこと一日なれば、一日の善人となるべし、一日も善を行はずして、日をねくるべからず。藤七は、洪水の出せし時、舟を出して人をたすけ、又用水の溝をはりて、村の益をはかりたり。吾が家の内、又は家の外なる道に、人の往來の障りとなるものあ

れば、之を除きて他所へ移し、喉かわく人には、一杯の水を與へ、疲れたるものには、一碗の食を與ふる類、いささかなる事ながら、人の益となること極りなかるべし。

第十一課 學問

中江藤樹、學問を勉む。

目的 學問を勤め、道を行はしめんことを要す。善大を修む。説話 萬づの事、學ばざれば、誠の志もありても、其の道を知らずして、正理を行ひ難し、殊に忠孝の二つに、志しはありとも、其の道を知らざれば、忠が不忠になり、孝も不孝になる、故に殊更忠孝の道をよく學び、其の法を知りて行ふべし、古人も、學問は忠と孝とを行ふ所なりと云へり、よろづ善ありといへども、忠孝の道薄くば、君子とすべからず。(貞原益軒の語)

は、其の他の善行は、自ら盡くすことを得べければ、忠孝の事には、尤心を用ふべし。

○忠孝の道を行はんとするには、何故に學問を要するや。

然り、縱令能く君に事へ、親に事へんことを欲すとも、其の道を知らざれば、忠ならんと欲して、却りて不忠を爲し、孝ならんと欲して、却りて不孝に陥ることを免れざることもあり、されば學問を勉めて、能く其の道を究め、其の法を知りて、始めて眞正の忠孝を行ふことを得べきなり。

○藤樹は、大學を讀みて、如何がせしや。

然り、大學を讀みて、深く感じ、斯かる書物の今日に傳はれるは、實に幸福なることなり、此の書に就きて、身を修むることを學びなは、聖人にもなることを得べしといへり。凡そ如何なる人にて、

生まれながらにして知るものにあらず、勉め學びたる後、始めて萬づの事を知り、賢き人ともなるものなれば、人は常常學問を勉むべきなり、されども學問を爲すに、身を修むることを務めず、忠孝の行ひを勵ますして、徒らに歌を詠み、詩を弄び、文藝の末を専らとせんには、如何なる智能ありとも、見るに足らざれば、學問するには、必ず先づ身を修め、忠孝を行ふことを心掛くべきなり。

○藤樹が、四書大全を研究せしことに就き、如何に感せしや。

然り、學問すれば、却りて人の謗りを受くる故に、夜のみ竊に勉學せしは、其の苦心思ひやらるるなり、然れども勤勉倦むことなかりしかば、遂に大學者となり、芳名を後世に遺したり、今の時節は、全く之に反し、學問するものは、世人の敬愛を受け、且如何なる書籍も、求めて得べからざるものなく、其の便利なること、之を藤樹

の時に比すれば、同日の論にあらざるなり、汝等は、此の幸福なる世の中に生まれたるものなれば、能く勉め學びて、身を修め、忠孝を全くすることを怠るべからざるなり、
生徒用書本文 萬づの事、學ばざれば、誠の志しありても、其の道を知らずして、正理を行ひ難し、殊に忠孝の二つに、志しはありとも、其の道を知らざれば、忠が不忠になり、孝も不孝になる、故に、殊更忠孝の道をよく學び、其の法を知りて行ふべし。(貞原翁)
中江藤樹は、十一歳の時、大學を讀みて、天子より庶人に至るまで、一に皆身を修むるを以て本とすといふに至り、深く感心して、此の書、幸に今にのこれり、聖人も學びて至ることを得べきなり、といひしが、うれよりいよいよ書を讀み、身を修めて、名高き人となりたり。

たき女は、肥後三池郡飯田村の人なり。

人學ばざれば、道を知らず。

第十二課 勤勉

たき女、家業を勉む。

目的 家業を勉むる心を起さしむ。

説話 筑後の國の農夫某の妻に、たき女といふものあり、明治二年、夫租税を納むること能はず、爲めに家屋財産を賣り盡くして、之に充てたり、翌年の春、夫重病に罹り、生業を營み難かりしかば、たき女は、看病の餘暇、附木を削り、自ら荷ひて、遠く肥後の國に持ち行き、僅の錢を得て、藥餌を買ひ、家族を養ひけるが、夫は療養適はずして、遂に死去したり、然るに家には、六十餘歳の老母と、七歳五歳の二女子と、三歳の男子とありて、家計愈窮し、饑餓且夕に迫りければ、近隣のもの之を憐み、何くれとなく、深切に世話を爲した

り。たき女之に力を得て、大いに志しを勵まし、生魚を鬻ぎて、生計を營まんと欲し、晝夜の別なく、險阻を涉り、山谷を越り、七里の路を遠しともせず、日日肥後の國長洲の海濱に至り、魚を求めて擔ひ歸り、之を賣りて生業とすること數箇年なりしが、其の間、數多の艱難に逢ひ、或は途中山賊に劫されたることもあれど、心力更に撓むことなくて、其の業を勵みたり。然れども漁獵の多少に由り、其の價屢變遷し、之が爲めに損耗を來し、時としては、翌日の資、本をさへ失ふこともありき。斯かる時は、止むことを得ず、鷄鳴よ日り山に入り、落ち葉枯れ木を拾ひ、之を賣りて、米麥を購ひ、剩餘をば、生魚賣買の資に充て、辛苦經營すること、數年一日の如くなりしかば、其の利潤漸く積りて、衣食を缺かざるのみならず、終に幾多の貯蓄をさへ爲すに至り、老母に事へては、益す益す孝養を盡

くし、慈愛を以て幼兒を撫育し、一身の節操は言ふを待たず、近隣の交際も厚かりしかば、遠近の人之を感賞せざるはなかりき。
教訓 たき女の行爲につき、如何に感ずるや。

然り、たき女、女の身ながら、男子も及ばざるほどの働きを爲し、一家の生計を回復し、孝養を盡くし、幼兒を撫育し、身の節操を守りたる等、其の行爲、誠に感賞すべきことなり。汝等は、固よりたき女の如く貧なるにはあらざれども、成長の後には、職業を勉め、家産を殖し、男は男たるの道を盡くし、女は女たるの道を盡くすべし。
○たき女、若し怠惰のものなりしならんには、老母幼兒は如何かなるべきか。

然り、老母幼兒は、衣食を得ること能はず、遂に饑寒の爲めに、命を失ふべし、老母幼兒をして、饑寒の爲めに命を失はしめば、不孝不

日本修身書 卷四 金港堂書集會社

慈是より甚たしきはなし、抑怠惰は、獨り一身の不利に止らず、親子兄弟までも、難儀に陥らしむることあれば、懼れ慎むべきことなり。
○家の富みを恃みて、職業を勉めざるものあらば、遂に如何がなすべきや。
然り、富みは自然に生すべきものにあらずれば、今日如何に富めはとて、職業を勉むることなきときは、早晚貧困に陥るべし、且斯く自ら招きたる貧は、誰も之を救ふものなかるべければ、如何とせむすること能はざるに至るべし、故に汝等は、心を用ひて學問し、成長の後は、家業を勉め、家を富まし、國を富ますことを圖るべし。凡そ如何に貧窮なる人にて、職業を勵みて怠らざれば、貧困を免れずといふことなし、彼の赤貧なるたき女が、一己の力に由り

て、家を回復し、老母幼兒を養ひたるを見て、之を知るべきなり、諺に、かせぐに追ひつく貧乏なし、といへることあり、實に其の言の如く、家業を勤め、生計を約にしたらんには、貧乏は、自ら家に來らぬものと知るべし。

生徒用書本文 筑後の國の農夫某の妻に、たき女といふものあり、夫病ひにかり、家貧しくして、藥を求め、生計を立てがたかりしかば、つけぎをけづり、錢を取りて、其の料にあてたり。夫死したる後は、七里の道を往きかよひて、生魚を賣り、或は朝早く起きて、山に往き、落ち葉枯れ枝を拾ひて、之を賣り、老母と幼兒とを養ひ、多年の間、怠ることなく、其の業を勵みしかば、つひにゆたかに世をれくるにいたれり。
かせぐにれひつくびんばふなし。

三十一

第十三課 養生

寺澤廣高、養生を重んず。

寺澤廣高は、尾張正其の父なり。廣高は、肥前唐津の城主にして、攝養を善くせし人なり。毎日午前四時には必ず起き、同じく六時まで、國政を聽き、朝餐前に馬を試み、食後には、刀鎗の技を學べり、又毎年寒三十日の間は、射術を練り、善く射るものを選びて、其の術を壯者に傳へしめ、夏は銃を學ぶを例とせり。又毎食一菜、家士と同食して、美味を嗜ま

ず、夜或は武技を講ずれば、諸士と共に粥を食ふ、急務なければ、午後六時必ず寢に就けり。常に人に向ひて謂ひけるは、夜間熟眠せざれば、徒らに精神を疲労せしめ、明日の勤めをも妨ぐ、されば夜更くるまで雑談を試るは、人に於いて益なきことなり、とて、召し

使ひの人人へも、夜は早く暇を與へ、寢に就きて、精神を養はしめたり。

廣高は、斯くの如く常に養生を勉めしかば、身體強健にして、病ひに犯されたることなく、豊臣秀吉の朝鮮を伐ちし時は、其の先鋒となりて、前後七年の間、累戦して功を立て、又關が原の戦ひには、徳川家康に屬し、尾濃の間に連戦して、功ありしかば、領地を加賜せられて、十二萬石の大名となり、寛永十年四月、年七十一にて卒したり。

教訓 廣高、早く起きて國政を聽きたるは、何故なりや。

然り、朝は精神活潑にして、事を慮り、職を務むるに適ふ時なれば、日日四時に起きて、食前に諸事を裁斷せしなり。總べて朝早く起きて、事を勤むれば、其の益多きものなれば、汝等

は朝寢を禁じ、早起きを心掛くべし、早起きは家の榮ゆる基にして、朝寢は家の衰ふる基なれば、能く能く心を用ふべきことなり。
○廣高が朝早く馬に乗りしは、何故なりや。
然り、朝は空氣清潔にして、運動を爲すに最も適したる時なれば、日日朝飯前に馬を試しなり。
凡う早く起きて、新鮮なる空氣中に運動するときは、身體精神共に爽快を覺ゆ、大いに健康に補益あるものなれば、人は常に早く起きて、衣服を更め、庭園又は室内を掃除し、若しくは適宜の運動を爲し、然る後食事を爲すべし、晏くまで寢所にありて、起くるや否や、直ちに膳に向ふが如きは、養生の道に違へるの甚たしきものなれば、能く慎むべきことなり。
廣高が早く寢ねて、夜ふかしを誡めしは、何故なりや。

然り、汝等も屢實驗せしことあらん、夜晏く臥すときは、翌日まで精神恍惚として、萬事懶く、書を讀み事を執るも、總べて捗らざるものなり。
凡う睡眠は、心身を休息せしむる爲めに、自然に生ずる作用なれば、夜間は、無益の遊戲雜談を爲さず、成るべくは早く寢ねて、心身の休息を謀るべし。
廣高の食事に就きて、如何に感せしや。
然り、實に節儉にして、奢らざることを知れり。凡う食物は、身の健康を保つ爲めに食するものなれば、美味を貪り、數種の菜穀を備ふるに及ばざることなり。
汝等、廣高が一菜のみにて、食事を爲し、而も身體強健にして、屢戦功を立て、七十一の高齡を保ちて、卒したることを聞かば、養生と

は、妄りに旨き物を食ふにあらずして、程よく身心の運動休息を勉め、飲食を節するに在ることを知らん。

○養生を爲さんとするには、如何なることに注意すべきや。

然り、注意すべきことは、頗る多けれども、平生飲食衣服運動休息睡眠清潔等の事を注意し、其の規則に従ひたらんには、身心共に強健になり、如何なる事業にも堪ふるに至るべし、彼の廣高の戦地に臨みて、功績を彰ししは、全く之が爲めなり。

注意 養生の事は、動もすれば勉強と撞突するやうに心得るものあれば、養生して健康になるにあらずれば、勉強する能はざる理を説くべし。

生徒用書本文 寺澤廣高は、肥前の國唐津の城主なり、常に養生を心がけ、毎日午前四時に起き出でて、二時の間、職を勤め、食事前

必ず馬に乗りて、馬場を駆け廻り、食事後は、武藝を學びて、身體を健にし、用事なければ、午後六時にいねて、身體を休め、精神を養ひたり、されば平生は勿論、軍に臨みても、人に後れを取らざりき、廣高常にいへるや、う、夜ふけまで、無用の事を語りあへば、徒らに精神をつからせ、明日の勤めをも妨ぐるものなり、とて、召し使ひの人人へも、早く暇を與へ、眠りにつかせめたりとぞ。
曉には、早く起きんことを要し、夜は、熟眠せんことを要す。

第十四課 後を圖る 寺僧接ぎ木を爲す

目的 將來の事を慮る心を起さしむ。

説話 後の事を慮りて、子孫の爲めに林木を植ゑ付け、世の爲めに魚介の繁殖を謀る等は、極めて大切の事なれば、志しあるものは、

務めて斯かる事を爲すべきなり。

寛永の頃、徳川家光放鷹の爲めに、僅ばかりの近侍を召し連れ、徒歩にて谷中の邊を徘徊し、不圖ある寺へ入りたり。

をりふし此の寺の住持なるべし、年齢八十ばかりなる老僧、庭に出でて、手づから木を接ぎて居たり。

家光之を見て、坊主、何事をするぞ、と問ひければ、老僧心に、何物なるか、無禮の言ひをばよと思ひて、只、接ぎ木するよと答へたり、家

光微笑じて、老僧が齡にて、今接ぎ木したりとも、其の木の成長するまでの命は、覺つかならん、に、さるを斯く心を盡くすこと、愚

かなる業ならずや、と云へり。僧之を聞き、見かへりて、抑御身は何人なれば、斯く心なき事を云ふぞや、試に想ひ見るべし、今此の木をも接ぎ置けば、後住の代

に至りて、何れも大木となりぬべし、其の時に至らば、林も茂り、寺

の景色も好くなりなん、我は唯寺の爲めを思ひてこそ接ぎ木するなれ、我が身一代の爲めばかりを思ふにあらず、と云ふ、家光聞

きて、御僧のいはるる所、尤も道理あり、と感せらる、其の時御供の人追ひ追ひに來り集りければ、寺僧初めて其の人の將軍なるを

曉り、大いに恐れて、寺の奥に逃げ入りけるを、家光呼び出して、厚く其の心入れを賞し、數多の褒美を賜ひたり。

教訓 老僧は、如何なる心にて接ぎ木せしや。然り、此の老僧は、今既に高齢なれば、其の接ぎ木の成長を見んこ

とは、實に測り難し、されども斯く爲し置く時は、後日に至り、寺の風致を増すべしとの深切の心より爲したるなり。

若し人人、目前の事のみ心留めて、後日の事を等閑にし、後世

の利益を慮らざれば、子孫の代は言ふに及ばず、己れの生存中にも、必ず不自由の事起りて、生活を爲し難きに至るべし。

○家光の所行を評せよ。

然り、家光、老僧の心を知らずして、其の所爲を哂ひたれども、老僧の説を聞くに及び、大いに悟る所ありて、遂に褒美を與へたり、其の所爲亦感すべきことなり。

○農家にては、後日の事を慮るべきこと、最も多し、其の事柄を語れ。○水産に關係ある人は如何。○其の他の、職業を執る人は如何。

注意 他日の事を慮るの精神を養ふこと、最も必要なれば、土地の情況、生徒の種別に由りて、平生心掛くべき事柄を詳説し、實業を重んずるの心を起さしむべし。

生徒用書本文 或る時徳川家光、老僧の接ぎ木するをみて、愚か

なるわざならずや、といふに、僧みかへりて、抑御身は何人なれば、かかる心なき事をいふや、試に思ひみるべし、今此の木を接ぎれば、後住の代に至りて、何れも大木となりぬべし、其の時に至らば、林も茂り、寺の景色もよくなりなん、我はただ寺のためを思ひて、こゝろ接ぎ木するなれ、我が身一代のためばかりを思ふにあらず、と答へければ、家光其の心入れをほめて、褒美を與へたり。

第十五課 沈毅

芳賀内蔵 允の沈毅

目的 沈著にして剛毅なる精神を養ふ。

説話 凡る人は、沈毅として、心ををくして、落ちつきたるをよしとす、沈毅なる人は、急變のをりに、遽て騒ぐことなけれども、臆病

にして、心落ちつかざる人は、急變は言ふに及ばず、平日と雖も、事
頭を仕損じ、身の難儀を速き、人に笑はるる事あり、されば人は、常常
目心ををしく持ち、氣を落ちつくることを工夫し、事に臨みて、驚
き騒ぐことなからんやうに心掛くべし。

昔池田輝政の右筆に、芳賀内藏允といふものあり、關が原の役、輝
政に従ひて、岐阜の城を攻めたり。
やがて敵軍力つき、城に火を放ちて逃れければ、輝政床几により
て、城の焼け落つる炎を望み、内藏允を我が前に召して、徳川家康
へ送るべき勝ち軍の注進狀を認めしめたり。
此の時、猛火城内の焰硝藏に吹き附け、忽ち火薬に燃ゆ移りて、一
時に破裂しければ、其の聲百雷の落つるが如くにて、味方の人人
半驚き、遽てけるに、内藏允のみは、驚きたる氣色もなく、筆持ちたる

手さへ、震へもせず、自若として狀を認め居たり、輝政之を見て、大
いに感心し、其の後種種の事につきて試たるに、忠直にして、且剛
勇なりければ、後には引き上げて、家老の列に加へ、祿二千石を與
へたり。

後大阪の役にも、戦功を顯し、又國事に參與するに及びても、殊功
を建てたりとぞ。

教訓 火薬の破裂せし時、内藏允の自若たりしことを聞きて、如何
に感せしや。

然り、斯くの如き場合ひに當り、遽て騒がざること、實に常人の
難しとする所なり、内藏允の、剛勇にして沈著なること、實に手本
とすべきなれば、汝等は、平生より此の心を養ひ置き、事に臨みて、
遽て騒がざるやうにすべし。

○内藏允は何に由りて立身せしか。

然り、剛勇忠直にして、心落ちつきたるに由りて、立身せしなり。凡る心剛くして、邪曲なれば、如何なる事に逢ふとも、如何なる人の前へ出づるとも、少しも懼るることなきものなり、内藏允は、忠勇にして、邪曲の心なかりしかば、如何なる事に逢ひても、驚き騒がずして、能く職を盡くし、殊功を建てたるならん、論語に、勇者は懼れずとあり、實に其の言の如し。

汝等平生心ををしく持ちて、如何なることに出で逢ふとも、少しも驚き懼れず、靜かに事を處するの習慣を養ふべし。

○地震、火災等の如き、急變の時に於ける心得を述べよ。

然り、此くの如き際に當りては、寸時も早く難を避くべきなれども、遽て騒ぐ時は、却りて事を仕損じ、災を速くことあり、されば心を平かにし、氣を落ちつけて、徐かに事を處すべし。

生徒用書本文

凡る人は、沈毅として、心雄雄しくして、れちつきたるをよしとす、臆病にして、心れちつかざれば、事をあやまりやすし、されば人は、常常心をたけくもち、心のれちつきを工夫し、事にのぞみて、れぞろきさわぐことなからんやうに心がくべし。

或る時池田輝政、岐阜の城を攻めたとし、其の右筆芳賀内藏允を召して、勝ち軍のしらせをかかめたるたり、をりふし城の焔硝ぐらに火うつりて、れろろしきれとしければ、人人あわてれぞろきしに、内藏允のみは、手さへふるへもせず、れちつきて、てがみをかきるたりとぞ。
勇者はれろれず。

第十六課 皇恩

仁德天皇、賦役を免し、醍醐天皇、御衣を脱す。

目的 皇室の洪恩を知らしめ、併せて尊王の心を起さしむ。

説話 神武天皇、大業を定め、國土を治め給ひてより後、歴世の天皇能く其の業を續ぎ、其の御志しを受けて、國を開き、民を惠み給ひけるが、第十六代仁德天皇と申ししは、殊に勝れて民を惠み給へり、天皇即位の始め、五穀登らずして、百姓難儀せしことあり、偶天皇高殿に上り、遠く村村を望み給ひ、民家の竈より昇る烟りの甚た稀なるを見て、百姓の窮乏を察し給ひ、之を救はんとて、供御の經費を節し、一切の賦役を免し給へり。
斯くして後、三年を経て、再び高殿に上り、御覽せられしに、今は竈の烟り盛んに立ち昇りければ、百姓の繁庶になれるを察し、大い

に悦びて、朕已に富めりと宣へり。
されど尙賦役を免しえ給ひければ、百姓は愈富みて、深く天恩の辱なきを感じたり、然るに天皇のまします所の宮殿は、久しく修繕をも加へず、破壊のままに任せ給ひしかば、いたく荒れ果てて、風雨たも防ぎ難きありさまとなりたり、諸國の百姓は、此のさまを見て、涙に咽び、是より租説を納め、人夫となりて、宮室を修め奉らんと乞ふもの引きもきらざりき。
天皇は、人民の斯かる請ひを聞き給ひしかば、猶も其の儀に及ばずとて、許し給はず、其の後二年を経て、始めて賦役を課し、宮室を修めしめ給ひしかば、百姓悦びて集ひ來り、日夜勞作し、日ならずして成就せり。

天皇斯くの如く用を節して、百姓を惠み給ひければ、後の人其の

大御心を體し奉りて、

高き屋にのほりてみればけふり立つ、

民のかまごはにぎはひにけり。

とよみたり。

又六十代の帝醍醐天皇と申しじも、慈悲の心深くまじまじて、民

を憐み、恵みを施し給へり。

或る冬の夜、寒殊に烈じきことありて、人人堪へ難く思ひしに、天

皇俄に御衣を脱がせ給ひて、朕が民を思ひやるに、朕獨り暖なる

べからず、と宣ひければ、傍に侍せし人人、皆感じ入りたり。

されば、後の人前と同じく、

これほふべき袖ころなけれ世の中に、

寒けき民の冬よなよな。

とよみたり、

此の類の事尙多し、當時の臣民の子孫たる我が輩は、一日も其の

御恩を忘るべからず。

教訓 仁徳天皇が、數年の間、賦役を免し給ひしは、如何なる御心な

りと思ふや。

然り、天皇は、かねて仁慈の君にたはしまししかば、人民の窮乏を

見て、大いに憐愍の情を起し給ひ、是に由りて賦役を除き、其の困

難を救はせ給へるなり。

○仁徳天皇は、諸國より宮殿を修めんことを願ひ出でし時、何故

に許し給はざりしと思ふや。

然り、人民稍富むと雖も、尙其の力を休養せしめ、充分に豊富なら

しめんとすの御心よりして、其の乞ひを斥け給へるなり。

日本書紀 卷四 金津堂書新會社

天皇が荒れ果てたる宮殿を物うむとも思ひ召し給はずして、偏に民力の休養を謀り給へるは、實に感佩するに堪へたることなり。

○仁徳天皇が、供御裕かならず、宮殿荒れ果てたるに、朕己に富めり」と宣ひしは、如何なる御心なりと思ふや。

然り、天皇は、性仁慈にれはしまし、民を視ること子の如くなりしかば、百姓の富めるは、即ち朕が富めるなりとて、朕己に富めりと思ひしことなり、百姓の富みを視て、悦び給ふ御心の程こそ有り難けれ。

○醍醐天皇が、寒夜御衣を脱がせ給ひしは、如何なる御心なりと思ふや。

然り、天皇は、常に百姓の爲めに、聖慮を煩はし給ひ、我が民の中に

は饑寒に困むものなれかしと思ひ召し給へるに由りて、自然に斯かることを遊ばされしならん、明の方孝孺といへる學者は、己れの身暖なれば、人の寒さを思ふべし、といひしが、天皇は方孝孺より數百年の前に、其の事を實地に行はせられたり、實に賢きこととせむなり。

○仁徳醍醐兩天皇が、人民を憐ませ給ひしことに就き、汝等は如何に感ずるや。

然り、其の御恩徳の高深なること、喩ふるにものなし、而して我が列聖の、人民を愛撫し給ふことは、大率斯くの如し、我が輩の祖先は、永く皇室の御恩徳に浴し、又我が輩は、今日此の泰平の御世に生まれ、各其の業に安んじ、家族郷黨と共に、鼓腹の樂しみを享く、是全く皇室の御恩と、今上天皇の御聖徳とに由ることなれば、

實 日本書紀 卷四 四十

吾人臣民たるものは、常に此の事を思ひ、力を盡くして、皇恩に報ずることを務むべきなり。
○如何にせば、皇恩に報ゆることを得べきや。
然り、身を修め、智を研き、國法を重んじ、家業を勵み、公益を謀り、國家を富強にし、一旦事あるに及びては、身命を惜しまずして、國の爲めに力を盡くす、是皇室の恩に報ゆるの大體なり。

生徒用書本文

世世の天皇は、いづれも仁惠ふかくまはせ給はるが、殊にすぐれて、民を愛しみたまひ給は、仁徳天皇にぞありける。天皇の御世に、凶年うちつづき給ふことあり、あるとき天皇、民のかまごより立ちのほる烟りのまれなるを御らんじて、其の貧乏きを知らしめ、供御の費はをはぶきて、租税公役をゆるしたまへり。かくて三年をすこしけるは、民のかまごより、烟りも盛んに

立ちのほりければ、朕己に富めり、とて、悦ばせたまひたり。

第十七課 報恩

喜兵衛は、安藝の國佐伯郡敦波村の人なり

目的 報恩の心を起さしむ。

説話 人は、貴きも賤しきも、世にある間は、人より恩を受けずといふことなれ、若し人より恩を受くることあらば、深く心に留められ、久しく忘れず、常に其の人の幸をいのり、恩に報ゆるの道を、れもふべし、假り初めにも人の恩誼を輕んじ、其の心を傷ふべからず。

安藝の國の農民七郎右衛門の下男に、喜兵衛といふものあり、貞實にして、久しく其の家に仕へしかば、七郎右衛門自ら媒介して、妻を娶らしめ、且其の貸し家に住まはせて、田畑を作らしめ、商賣

喜兵衛は、安藝の國佐伯郡敦波村の人なり

をも爲さしめたり。後七郎右衛門の家、火災に罹り、家財悉く焼け失せければ、喜兵衛は、妻と共に舊主の許に歸り、年來貯へ置きける銀子を出して、之を助け、又何くれとなく、厚く心を用ひたり。程なく七郎右衛門死しければ、又其の子半右衛門を扶けて、家の再興を謀りたり。程歴て半右衛門亦病死し、遺腹の子七三郎生まれしが、間もなく其の母も亦病死せり。日されは其の家將に斷絶の不幸に陥らんとせしを、喜兵衛夫婦力を盡くして七三郎を補翼し、其の成長を待てり。斯くて喜兵衛は、年老い子なかりしかば、村人皆養子して世を安樂に送るべし、と勧めしかども、舊主の家再興の外、他念なし、とて、

更に之を肯はず、遂に七三郎の家の内に部屋を營みて、之に起臥せり、七三郎七歳の時、疱瘡を患へしかば、主家の存亡此の時にありとて、六七旬の間、晝夜看護して、聊も怠ることなかりしとぞ、此の事領主に聞けければ、享保十五年十二月、其の篤實を賞して、米若干を賜ひたり。

教訓

喜兵衛が一家を構へしは、誰が力なりや。○喜兵衛は、其の

恩人に對し、如何なることを務めしや。然り、喜兵衛が一家を立つるに至りしは、皆年來仕へし主人七郎右衛門が恩に由るなり、而して喜兵衛は、能く其の恩を忘れず、之に報いんことを務めたり、故に主家の火災に罹るや、夫婦共に身を勞し心を焦し、且其の貯へをも出して、窮乏を救ひ、七郎右衛門の死後も、其の子孫を扶翼して、只管家の再興を圖り、多年一日の

如くなりしこと、眞に感ずるに餘りあり、領主の賞を賜ひしこと、宜なりと謂ふべし。

○喜兵衛、主人の家の類焼じたる時、更に顧ざりしならば、如何。然り、村人の爲めに、恩知らずと謗られ、輕薄の人と罵られしならん。

汝等、人より恩を受けたる時は、其の恩誼に感じ、報恩の道を心かくべし、假りに、恩人の難儀を餘所に看做すべからず。

○汝等は、今日如何なる人より恩を受け居るや。

然り、天皇は、我が國を治め給ひ、我等の生命財産を護り、安全に生活することを得しめ給ひ、父母は、我を生み我を育て、師は我を教へ我を導けり、其の恩皆重からざるなし、汝等能く之を記憶して、寸時も忘るべからず、又何事に由らず、人より恩を受くることあ

らば、疎に思はず、須らく其の恩に報ゆべきなり。

生徒用書本文

人は、貴きも賤しきも、世にある間は、人より恩を受けずといふことなし、も人より恩を受くることあらば、深く心に留めれきて、久しく忘れず、常に其の人の幸をいのり、恩に報ゆるの道をれもふべし、かりうめにも人の恩誼をかるんじ、其の心をうこなふべからず。

喜兵衛といへる人は、もとの主人の家、火事にあひて、難儀にれちいりし時、其の家に來りて、貯へれきたる金を出し、且田畑を耕して、之を助け、主人の死したる後も、其の子孫を助けて、もとの恩に報いたり。恩に報ゆること、誰もかくころありたけれ。

第十八課 忠孝

平重盛、父を諫む。

目的 忠孝の心を養はんことを要す。

説話 平重盛は、清盛の長子なり。資性忠謹温厚にして、武勇人に超
たり。清盛驕奢を極めし頃、藤原成親と云ふもの、平氏一門の專
横を憎みて、之を滅さんことを謀りしが、後白河法皇も、亦之に與
みし給へり。然るに此の事遂に顯れければ、清盛大いに怒りて、成
親等を捕へ、且將士を集めて、法皇をも押し込め奉らんとせり。
重盛之を聞きて、大いに驚き、父を諫めんとて、烏帽子直衣にて、直
ちに清盛の邸へ行きけり。をりふら一族のもの皆鎧ひを着け、馬
に鞍を置き、旗を立て列ねて、今にも出で立たんとする有り様な
りしが、弟宗盛出で迎へて、是程の大事なるに御装束は何故なる
や、といへば、重盛は、汝等は何故に甲冑を着けたるぞ、敵は何くに
かある、吾は大臣大將なり、朝家の大事にあらざれば、甲冑を着す

べきにあらず、とて、宗盛等を睨み付けて、内に入りたり。清盛は之
を見て驚き遽て、鎧ひの上に黒色の法衣を纏ひ、出でて、言ひける
やう、成親等の謀反は、事の數にもあらず、本は法皇の勸慮より出
でたることなり、故に世の鎮るまで、暫く邊土に遷し參らせんこ
とを請ひ奉らんとす、と、重盛聞きもあへず、涙を流し、重盛大人の
御有り様を見參らするに、御運ははや末になりぬと覺ゆ、竊に承
るに、世に四恩あり、其の中最も重きは朝恩なり、抑我が一門は、忝
くも桓武天皇の御苗裔とは申しながら、下りて人臣となり、中比
より漸く衰へ、平將軍の勳功すら、一國の大守に過ぎず、然るに大
人に至りて、大政大臣に陞り、重盛の無才愚闇を以てすら、大臣大
將に至り、加之ならず、天下の國郡半は、一門の所領となれり、是
希代の朝恩にあらずや、然るを今此の莫大の恩を忘れて、妄りか

金澤堂書翰會社

はしく法皇を傾け參らせんこと、神明いかでか之を助け給はんや、然れども當家の運命未だ盡きず、已に成親を捕らへたる上は、縱使君如何なる不思議を思ひ召給ふとも、何の恐れかあるべき、然るを何ぞ遽に王宮に向ふことをすべけんや、重盛又曾て父命を以て王命を辭せず、王命を以て父命を辭す、家事を以て王事を辭せず、王事を以て家事を辭すと承る、況や事の善惡明かなるものをや、重盛の向背自ら定まれり、さりながら、曩に源義朝の父爲義を斬るに方り、縱使勅命によるとはいへ、重盛は之を以て惡逆無道の所爲となせり、かなしきかな、忠ならんとすれば、孝ならず、孝ならんとすれば、忠ならず、重盛の進退是谷れり、大人必ず今日の事を成し遂げ給はんとならば、先づ重盛の首を召されて、然る後に立ち出で給へ、と言ひて、直衣の袖をしほりつつ、諫めければ、

清盛も稍悟りて、いやいや、夫れまでの事は思ひもよらず、唯惡黨どもの申すことに、君の附かせ給ひて、如何なる僻事の出で來んかと思ひての事なり」と言ひて、内に入りたり、重盛はあとにて、諸弟の父を諫めざりしを責め、又將士を戒めて、妄りに動くことなからしめたり。

教訓 重盛の行ひを評せよ。

然り、重盛の行ひは、固より間然すべき所なり、我が邦古より忠臣孝子甚多けれども、重盛の如き、不幸の境遇に處じて、能く忠と孝とを全くせしものは、稀に見る所なり、汝等は、今聖天子の治下にあり、慈父母の膝下に鞠育せらるれば、重盛の如き、不幸の境遇に立つことはなかるべきも、忠孝二つながら全からしめんことは、平常より心掛け置くべきことなり。

實和抄 卷之四十五 金澤堂書翰會社

○重盛若し宗盛等と同じく父に従ひしならば如何。○若し又大臣大將の職によりて、清盛を討ちしならば如何。

然り、重盛若し父に従はんには、其の形は、孝に似たる所あるも、父をして叛逆の名を蒙らしむるを免れされば、眞の孝とは謂ふべからず、又朝家の爲めに清盛を討たんには、其の所爲、忠に似たる所あるも、未だ嘗て父を殺す忠臣あるを聞かされば、眞の忠と謂ふを得ず、然るを重盛は、此の逆境に處して、能く忠孝を全くす、是平生忠孝の大義を辨へ、事に當りて迷はざるに由ることなれば、汝等は、常常忠孝の大倫を明めれべきなり。

凡る忠といひ、孝といふも、其の本は、唯一つの誠より出づるものにて、誠を以て親に事ふれば、孝となり、誠を以て君に事ふれば、忠となる、故に親に事ふる誠を以て、君に事ふれば、忠となるなり、古

人が孝を以て君に事ふれば、則ち忠なりと曰はれたるは即ち此の事なり。

○汝等は、今日忠孝二つながら全くせんには、如何なることを務むべきや。

汝等の考ふる所頗る善し、泰平無事の時にありては、身を修め、業を勤め、孝道を盡くし、皇室を尊敬し、國益を謀るべし、若し不幸にして内亂を起すものあり、若しくは外寇ありたらん時には、心を盡くし身を致して、我が帝國の臣民たる義務を盡くすべし、斯くの如くにして、始めて忠孝兩全の人となるべし。

生徒用書本文 　むかし平清盛のれでりをきはめしころ、藤原成親といふもの、清盛をにくみて、之を亡さんとしけるに、後白河法皇も、亦之に與みしたまへり。

清盛之をききて、大いに怒り、成親をとらへ、且法皇をもれしこめ奉らんとしけるを、清盛の長子重盛、父の前に出で、世に、皇恩ほど重きはなし、然るを今其の大恩を忘れて、不忠の事を行はんとせば、神明いかでか助けたまはんや」と誠をつくして諫めければ、清盛遂に思ひ止りしとす。
孝を以て君に事ふれば、則ち忠なり。

第十九課 忠愛

藤原隆家、外寇を撃ち退く。

目的 君に忠し國を愛する心を養はんことを要す。

説話 事ある時は、我が身を忘れて、國を護り、威を輝かして、他國の侮りを防ぐべし。

昔太宰權帥藤原隆家、筑紫にありて、邊境を治めけるに、寛仁三年、

藤原隆家は、關白道隆の子、幼名を阿古と云ふ。寛徳六年、薨す。年六十。

女眞の賊來りて、對馬壹岐の二島に寇し、壹岐守藤原理忠を攻め殺し、進みて筑前の國怡土郡に來りたり、隆家、公卿の家に生まれ、弓箭の業は習ひ知らされども、大倭心逞しければ、直ちに驛を馳せて、之を上奏し、而して敕符の下るを待たず、急に西國の兵を徵發し、國人文室忠光に命じて、賊を撃たしめ、斬獲捕虜甚た多し、是に因りて、賊兵轉じて他處を犯ししかば、隆家又大藏種材藤原明範等をして、之を拒がしめけるに、賊船愈進みて、警固所を燒かんとせしを、太宰府の兵奮戦して之を防ぎたり。此の時賊兵は、多く矢に中りければ、一旦退きて能古島に據れり。然るに數日にして、又進み來りしかば、隆家豫め兵を遣り、邀へ撃ちて之を破り、且平致行及び種材等の諸將をして、船三十餘艘を發して、追撃せしめんとせり、致行等未だ發せざるに、賊再び轉じて肥前に至りしが、

守兵迎へ撃ちて之を退けたり、此の時致行等の船博多津に泊りて未だ進まざりしかば、隆家使者を遣りて、之を督促せしめけるに、諸將皆賊船頗る多し、願はくは戦艦を増し一時に發せん、といふ、獨り種材のみ奮ひて曰はく、船を造るを待ちて發せんとせば、賊徒は既に逃げ去らん、我忝くも功臣の後なるに、犬馬の齡、己に七十に過ぎ、一夫たる用をなし難し、願はくは、單身賊に當りて、命を王事に委ねん、といふ、使者、種材の壯なるを悦び、其の議を賛し、兵を勒して船を出ししが、賊既に遠く逃げ退きければ、事遂に罷みたり、隆家、諸將士の功を上奏するに及び、朝廷、種材の功を賞して、壹岐守に任じたり。

教訓 隆家が、外寇を防ぎしことに就きて、汝等の感ずる所を述べよ。

然り、隆家は、素より軍事に熟したる人にはあらざれども、國を思ひ職を重んずるの心深かりしかば、少しも遠て騒がず、處置宜しきを得て、遂に外敵を撃ち退けたり、其の忠勇、實に嘉すべきなり。若し今日外敵の襲ひ來ることあらんには、陸海軍の軍人は勿論、苟も我が帝國の民たるものは、隆家の如く、忠愛の氣を勵まし、或は砲烟彈雨の中に立ち、或は人馬の徵發に應じて、國民の務めを盡くすべし。古人も國を憂へて家を忘れ、身を殺して難を救ふは、忠臣の志しなりといへり、能く其の旨を服膺すべし。

○兵卒に、常備軍、豫備軍、後備軍、國民軍の別あり、汝等其の別を知れりや。然り、常備軍とは、内亂を鎮撫し、外寇を防禦する爲めに、常に備へ

此の兵卒は、毎年二十歳の男子若干人を徴集して、之に充て、常に軍事を習ひ、三年の間、國を護らしむ。其の後は、豫備軍後備軍となり、夫れより國民軍となる、是等は、常に國を護らしむるにあらず、常備兵の足らざるをりに、漸漸に徴發せんが爲めに設けたくものなり、然れども、一旦事ある時は、常備兵と等しく、國家の干城となるべきものなれば、汝等、是等の軍籍に在る間も、常に愛國義勇の精神を養ひ、事あるに臨みて、人に後れざるやうにすべきなり。凡る兵卒は、國家の干城にして、一日も缺くべからざるものなれば、男子たるものは、成長の後、必ず是に従事すべきことと定められたり、實に至當の法と謂ふべし。然るに世の中には、動もすれば兵役に就くを忌み、只管免役の計を爲すものあり、實に不心得の

至りなり、汝等丁年に達したらん時は、進みて徴兵に應じ、國民の務めを盡くすべし。

○女子は、躬ら軍人となることを得ず、如何にせば、平時若しくは兵亂の際、國に盡くすことを得べきや。

然り、平時は、能く家を治め、男子をして、専ら兵事に心を盡くすことを得しめ、兵亂の際には、被服食料を供給するが如きは、女子にも爲し得らるべき事なり、男女其の所爲を異にすとも、國に盡くすの心に至りては、固より異同あるべからず。

注意 種材の言行は、取りて以て教訓と爲すべし。

生徒用書本文 後一條天皇の御代、女眞の賊來りて、對馬、壹岐の二島に寇し、壹岐守某を攻め殺し、進みて筑前の國に攻め入りたり。時に藤原隆家といふ人、太宰權帥として宰府にありけり。此の

人、弓箭のわざこる習はされ、心はををしきものなりしかば、直ちに兵を出し、迎へうちて賊を退けたり。賊猶すきをうかがひて、他の處を攻めしかば、隆家諸將に令をつたへ、兵を出し船を發して、之を伐ち退けければ、賊勝ちがたきを知りて、遂に逃れ去りたり。國をうれへて、家をわすれ、身をころして、難をすくふは、忠臣の志なり。

忠義の志しあるものは、國の事を心にかけて、己れの家を忘れ、國に大事の起る時は、身を棄てて、其の難を救ふとの意なり。

第二十課 國法

藤作、國法を重んず。

目的 國法を守り、納税の務めを重んぜしむ。

藤作は筑前の
遠賀郡木守
村の人なり。

説話

國に掟をければ、弱きものは、強きものの爲めに壓しつけられて、家を保ち身を護ること能はず、強きものも、相争ひ相闘ひて、身を亡し家を失ふに至るべし、されは何れの國にても、古より法を制し掟を定めて、良民を保護し、世の中の紛争を防がざるはなし。

昔筑前の國の農夫に、藤作といふものあり、性質溫和にして、常に國法を重んじ、父母に事へては、孝養を盡くし、妻子婢僕に對しては、頗る寛恕なりき。藤作は田畑數町を有ち、少年の時より、農業を勉めしかば、家産漸く豊富になり、租税は勿論、諸の賦役も、必ず他人に先ちて納めたり。常に村内の少年に向ひて、國法の重んずべきこと、諸役人の命を守るべきこと、農業を勵むべきこと、正直なるべきこと、喜怒を

憤むべきことなどを説き聞かせけるに、何れも其の誠意に感じ、其の言ふ如くに爲したり。藤作、年二十六歳にして、村の組頭となりたれども、少しも驕り高ぶらず、常に粗服を着、財用を節し、慈善の事を勤めたり、享保十七年の凶作には、藤作の爲めに救はれて、生を全くせしもの頗る多かりき。寶曆三年九月領主其の善行を賞して、米若干を賜ひたりとぞ。

教訓 藤作の行爲を評せよ。

然り、藤作の善行多かりしことは、實に感賞すべきことなり。汝等は明治の聖代に生まれて、今日人の道を學び居ることなれば、成長の後、藤作に劣らざる善行あらんことを心掛くべし。○藤作は、村内の少年に向ひて、如何なることを諭ししや。○其

の第一に諭ししは、何なりや。然り、第一に諭ししは、國法の事なり。其の外の事も、頗る緊要の事なれども、今日は、國法の事のみ就きて、汝等の爲めに教訓を加へん。

凡そ國に政府なく、法度なければ、人の生命財産は、寸時も安全を得ずして、弱者の肉は、強者の食といふが如き、不祥の世の中となるべし。今日我が國民が、安樂に業を營み、枕を高くして、安眠するは、政府の力と國法の力とに由るなり。汝等國法なからん時の有り様を想像せば、國法の重んぜざるべからざること、明かに了解せらるべし。されば政府の定めたる國法は、之を重んじ、何事も其の指示する所に従ひて、事を爲すべし、或は國法を疎にし、若しくは之を犯すは、自ら己れの安全を破るの理なり。

○藤作は、人に先ちて租税を納めたりといふ、其の所行を評せよ。然り、人に先ちて租税を納むることは、實に善きことなり。抑政府は、國民の生命財産を護り、其の幸福を進めんが爲めに、文武の官職を設けて、各其の事に従はしむるが故に、夥しき經費を要することなり。是に由りて政府は、租税の法を定め、汎く徵集して、其の用に供するものなれば、國民たるものは、藤作の如く、期を愆たす之を納むべし、決して滞ることあるべからず。

○租税を多く納むると、少く納むるとは、孰れを以て名譽とするや。

然り、多くの土地を所有するもの、大いなる商業を營むもの、多くの所得あるものは、皆多くの税を納め、且又帝國議會の議員、若しくは府縣會の議員も、租税を多く納むるものより、撰び擧ぐるこ

となれば、租税を多く納むるは、實に名譽なることなり、汝等は、成長の後、家業を勤めて家を豊かにし、多額の税金を納むべき人とならん、と心掛くべし。

生徒用書本文 國に掟なければ、弱きものは、強きもの爲めに、れしつけられ、強きものも、常に争ひ合ひて、一日も安き日はなかるべし。されば古より掟を定めて、是等の争ひをふせぎ、善き人をたすけ、悪しき人をこらすことなり。

藤助といへる人は、常に國の掟を重んじ、租税は、必ず人に先ちて納め、又村の人に向ひて、國の掟を重んずべき事、諸役人の命を守るべき事等をさとしけるが、何れも其の誠意に感じて、其の言の如くに爲したりといふ。

日本修身書 卷四 金港堂書籍會社

實日本修身書卷四 尋常小學終 教師用 坐其用書本文 國以...

尋日修教與付

(入門) 明治廿六年五月二日印刷同年五月五日發行
(上編) 明治廿六年六月十日印刷同年六月廿七日發行
(下編) 同年九月三日印刷同年九月七日改正再版發行
(中編) 明治廿六年六月十日印刷同年六月廿七日發行

定價 入門 金貳拾錢
上編 金貳拾錢
中編 金貳拾五錢
下編 金三拾錢

著作 渡邊 政吉

發行 兼 者 金港堂書籍株式會社

代表 原 亮三郎

賣 金港堂

所 大阪市東區南本町四丁目

金港堂 仙臺市國分町五丁目

版權 所有

